弁理士
同友会だより

Vol. 15－1　2009. 12

弁理士同友会発足の基本理念

本会はクラブ 30 周年を機に、名称を弁理士同友会と改め、「弁理士道の精神に沿って研鑽し、活躍する同志が結集し、友情と団結とを信条として飛躍的な発展を図る」との理念の下、内にあってはクラブ本来の目的である友愛と相互扶助の精神に基づき、広く同友の士の賛同を得て名と共に体の刷新を図らんとするものであり、また、外にあっては、弁理士としての使命職責を良く見極め、派利、派略を超え斯界の改革並びに知的財産権制度の健全なる構築に寄与せんとするものである。

弁理士同友会の行動目標

一、「弁理士像の理想を求めること」
会員が弁理士としての崇高な理想像を追求する為に、深い教養と高い品位の保持と向上に務め得る研鑽の場たる環境作りを目指すこと。

一、「職域環境の充実を図ること」
会員が弁理士としての使命職域を遂行する為に、相互の努力により多面的な情報を収集し、得られた建設的で有意義な意見を内外に表明し得る母体たる環境作りを目指すこと。

一、「友愛・相互扶助を図ること」
会員が弁理士としての個々の立場をより安定して維持し得る為に、友愛と互譲の精神に基づき、個人的、社会的環境の変化に対応でき得るよう相互の関係強化を図り扶助できる場たる環境作りを目指すこと。

一、「社会的責任・国際貢献を果たすこと」
会員が弁理士として内外の職務を遂行するにあたり、指導的立場としての社会的責任を自覚し公正の維持に務め、また、国際的にも貢献し得る専門家集団にふさわしい母体たる環境作りを目指すこと。

弁理士同友会だより　平成２０・２１年度合併号目次

同友会だよりの発行にあたって

平成２１年度広報担当副幹事長　藤井　稔也　・・・・・・・・・　５

弁理士同友会幹事長挨拶

平成２１年度弁理士同友会幹事長　崔　秀喆　・・・・・・・・・　６

平成２０年度弁理士同友会幹事長　山崎　高明　・・・・・・・・・　８

日本弁理士会正副会長会報告

平成２１年度日本弁理士会副会長　長内　行雄　・・・・・・・・・１０

平成２０年度日本弁理士会副会長　高尾　裕之　・・・・・・・・・１２

日本弁理士政治連盟会長報告

平成２１年度日本弁理士政治連盟会長　古谷　史旺　・・・・・・・・・１５

弁理士同友会政策委員会報告

平成２１年度弁理士同友会政策委員会委員長　森　哲也　・・・・・・・・・１７

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

バイオ・ライフサイエンス委員会委員長　石埜　正穂　・・・・・・・・・１９

不正競争防止法委員会委員長　吉村　公一　・・・・・・・・・２１

知的財産支援センター長　小林　保　・・・・・・・・・２３

著作権委員会委員長　花村　太　・・・・・・・・・２５

パテントコンテスト委員会委員長　飯田　昭夫　・・・・・・・・・２７

財務委員会委員長　山崎　高明　・・・・・・・・・３０

三役奮闘記（総務・会計）

平成２１年度総務担当副幹事長　井澤　幹　・・・・・・・・・３１

平成２１年度会計担当副幹事長　石川　憲　・・・・・・・・・３３

褒章受章者の声

平成２１年度黄綬褒章受章　羽村　行弘　・・・・・・・・・３５

旅行会報告（箱根）

福利厚生担当副幹事長　森　俊秀　・・・・・・・・・３７

会務報告

平成２０年度会務活動報告　吉村　俊一　・・・・・・・・・４１

同友会通信

テニス同好会　神崎　正浩　・・・・・・・・・５０
ゴルフ同好会「同遊会」　山本　喜一　・・・・・・・・・５１
女子ゴルフ部「Ｃｈｅｅｒｓ☆ゴルフ部」　岩田　克子　・・・・・・・・・５２
野球同好会「パイレーツ」　小島　猛　・・・・・・・・・５４

資料

平成２０年度弁理士同友会役員等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
平成２０年度日本弁理士会役員等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
平成２１年度弁理士同友会役員等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
平成２１年度日本弁理士会役員等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
弁理士同友会会則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

編集後記　広報委員長　笹川　拓　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７

表紙「題字」　田中　武文
「シンボルマーク」　早川　正広

同友会だよりの発行にあたって

平成２１年度広報担当副幹事長

藤井　稔也

本年度、広報委員会の担当副幹事長を務めております藤井稔也です。

今回の平成２１年度の同友会だよりは、平成２０年度の同友会だよりが発行されなかったことに伴って、平成２０年度との合併号となりました。

お忙しい中、原稿の執筆を快く引き受けて頂きました諸先生方にあられましては、この場をかりて、厚く御礼申し上げます。

昨年秋に始まりました未曾有の経済不況の中で、弁理士同友会においても、会員の皆様からの会費を有効に使いつつ、経費の削減を図るため、この平成２１年度、平成２０年度の合併号では、電子版のみの発行と致しました。

総会の場では、同友会だよりを電子版のみとすることについて、保存性に欠けるとの貴重なご意見も賜りました。

広報委員会でも、弁理士同友会の記録であり、重要な刊行物であることの認識にはかわりなく、同友会だよりが１号でも欠落してはいけない、との考えのもと、今回発行する同友会だよりを含めバックナンバーの同友会だよりを如何に保存していくか、検討してまいりました。今年度の委員会では、この点につきましては結論を出すことはできませんでしたが、次年度以降の委員会で引き続き検討して頂ければと思っております。

また、今年度の広報委員会では、研修会開催のお知らせや報告を行い、新規会員獲得を目指し、井澤総務のご協力で弁理士同友会のホームページをリニューアルしました（http://www.douyukai.com/）。一度ご覧下さい。今までとイメージを一新し、研修会の開催のお知らせや報告を頻繁に更新するようにしました。活気のある弁理士同友会をホームページでアピールできればと思っております。

最後に、笹川委員長をはじめとする広報委員会の皆様、今年一年大変お疲れ様でした。

以　上

弁理士同友会幹事長挨拶

平成２１年度弁理士同友会幹事長

崔　秀喆

弁理士同友会の会員の先生方には、本年度も弁理士同友会の活動に多大なるご協力を頂きありがとうございました。

先ず、今年の一番嬉しかったことは、羽村行弘先生の黄綬褒章の授章であります。春の受賞でしたが、８０００人以上いる弁理士の中でそのときの授章者は羽村先生お一人でした。羽村先生の長年に渡る発明相談などの地道な知財支援活動が授章の最大の理由だとお聞きしております。後輩として大変励みになる授章でした。誠におめでとうございました。

本年度（平成２１年度）は、昨年（平成２０年）後半から始まった経済状況の悪化の影響で、特許出願件数が大幅に減じるだろうとの予想の下、会員の先生からお預かりしている会費の使い方については、例年よりもさらに慎重にするべきだと常に考え行動してまいりました。その一方で、同友会として重要な活動を不必要にシュリンクさせることは、会の活力を削いでしまいますので、その点にも十分注意を払いました。

従いまして、研修会、祝賀会、納涼会、旅行会、忘年会等の活動はほぼ例年通り決行し、逆に、新規合格者向けの就職説明会は、その費用対効果が判断しづらいという点もありましたので、本年度は開催しませんでした。

研修会については、同友会は外部研修機関の認定を受けておりますので、研修に参加される会員の方々に間違いなく単位が認定されるよう、研修委員会は最大限の努力をして頂きました。研修委員会の皆様、ありがとうございました。

また、納涼会、旅行会は、福利厚生委員会の皆様の大活躍で、大変楽しいものとなりました。特に旅行会では、ご家族と一緒に参加して頂いた会員も数組有り、先輩の会員からは、同友会の旅行会も大きく様変わりした、とても楽しかった、という声も聞けました。さらに、紙飛行機飛距離競争という趣向を用意して頂き、先輩弁理士も童心に帰ったようで大変楽しんでおられました。入賞者には、折り紙の世界では超有名人の小野先生の作品を贈って頂き、大盛り上がりでした。小野先生の折り紙作品は、折り紙の概念を覆すほどの素晴らしいものでした。次年度以降もぜひ継続して頂きたいと思ったのは、私だけではないと思います。

旅行会二日目のゴルフコンペには、女子ゴルフ部の先生方も多数参加され、一緒にラウンドした男性会員は、さらに楽しいゴルフだったのではないでしょうか（想像です。）。

忘年会は、この原稿を書いている時点では未だ実施しておりませんが、きっと楽しい会になると思います。福利厚生委員会の皆様、ありがとうございました。

東海地区での会合も、積極的に行いました。特に、研修委員会と東海委員会との協力の下、名古屋での研修会も開催しました。１２月には、東海地区での合格祝賀会兼忘年会も企画しております。東海委員会の皆様、ありがとうございました。

昨年度に引き続き、北海道で研修会を行いました。土曜日であるにも関わらず多数の先生方に参加して頂きました。しかも、本年度の合格者も数名参加して頂き、懇親会にもお付き合い下さり、大変、有意義な研修会・懇親会となりました。北海道委員会の皆様、大変ありがとうございました。

今年の日本弁理士会の役員選挙は、会長選挙がありませんでしたので、昨年のようなレベルでの運動には至りませんでしたが、結果として、同友会からは、副会長予定者１名、常議員予定者２名を当選させることができました。役員協議委員会の皆様には、準備段階から大変お世話になりました。ありがとうございました。

同友会だよりは、昨年度の執行部において紙媒体での発行は行わないことが決定され、本年度もその方針を踏襲し、今、皆様が見ておられるように同友会ＨＰに掲載する形式としました。広報委員会のご尽力で無事発行することができました。広報委員会の皆様、ありがとうございました。

発行媒体の変更は、コスト削減が第一の理由でありますが、過去の同友会だよりの電子化を今後も進めることで同友会の歴史を振り返りやすくするという効果も狙っております。電子化については、今後の作業になりますが、会員皆様が保管されている過去の同友会だより（桜門だより）をお貸し頂きたいというようなご協力をお願いするかも知れません。その節は、ぜひ宜しくお願いします。

本年度も、同友会は、多数の委員長・副委員長・委員を日本弁理士会及び各支部に推薦しております。その人選の際には、人事委員会の先生方に大変ご尽力頂きました。弁理士会の会務が滞り無く行われているのは、このような地道な活動が大変重要であります。本当にありがとうございました。

さらに、同友会からの政策提言は、例年にも増して積極的に行えたのではないかと思います。本年度は、弁理士連合クラブの政策委員長を、同友会の政策委員長が兼務する形になりましたが、弁理士会から意見徴収依頼があったときには、同友会の意見は連合クラブの政策委員会を通じて、いち早く提出して頂きました。政策委員会の皆様、ありがとうございました。

ここ数年の組織委員会の活躍により、色々な会合で若手会員と接することも多くなりました。組織委員会の皆様、ありがとうございます。これは、明るい兆しだと思います。同友会の先輩会員と若手会員とが融合することで、同友会の新しい形も、少しずつですが見えてきたように思えます。

確かに、人数的には、会派に所属する弁理士はもっと増えて欲しいと思いますが、数を増やすための秘策はないと思います。一人一人の会員が、同友会・日本弁理士会の会務活動をすることが弁理士の発展に繋がることを信じ、それを周囲に発信するしかないと思います。そう言う意味では、同友会の組織委員会の活動は、非常に大事だと思います。

最後に、同友会会員の皆様の益々のご発展を祈念し、また、皆様の同友会及び日本弁理士会の活動への更なるご協力をお願いしまして、幹事長の挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。

以上

弁理士同友会幹事長挨拶

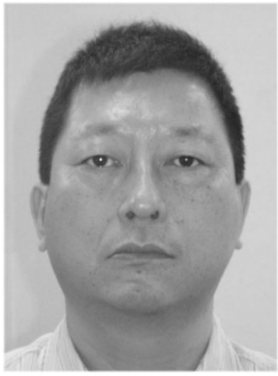

平成２０年度弁理士同友会幹事長

山﨑　高明

平成２０年度、弁理士同友会の事業は、以下の方針により行いたいと思います。

１．主な方針

（１）研修会、勉強会の継続と、入会への結び付け

近年、弁理士の数が急増し弁理士同士が競争を強いられる状況にあり、また、他士業との関係についても予断を許さない状況にあるなど、弁理士を取り巻く環境には厳しいものがあります。

昨年度、当会においては、長内前幹事長の発案により、本来業務を含む弁理士の各種業務に対して継続的な研究によりスキルアップを目指す「勉強会（継続研修会)」を開設しました。この「勉強会」は、前記のような業務環境の厳しさを背景として、当会の会員、非会員を問わず、毎回の参加者が定員に達するという活況を呈しております。

本年度は、この「勉強会」及び従来からの研修会を継続して実行するとともに、これら「勉強会」等への非会員参加者を当会への入会に結び付ける道筋をつけてゆきます。

（２）日本弁理士会副会長及び常議員選挙について

昨年度、弁理士同友会では副会長１名、監事１名及び常議員３名が全員当選しております。本年度も昨年度と同様に、全員が当選できるよう努力致します。

昨年度は全員が無投票で当選しておりますが、本年度、現時点においては、副会長の投票選挙が濃厚です。従いまして、常議員候補を含め副会長候補をできるだけ早い時期に選出するとともに、選挙戦に対する具体的方策を検討し更にはこれを実行し、弁理士会役員選挙に勝利したいと考えております。

（３）日本弁理士会への支援及び政策提言

本年度も昨年度に引き続き、弁理士同友会が推薦する中島淳会長が日本弁理士会の会務を執行します。弁理士同友会は、中島執行部を、日本弁理士会で活躍する同友会出身の副会長、常議員、委員長、副委員長、委員を通じて強力にサポートするとともに、会員にとって有益な制度改正等について、日本弁理士会、日本弁理士政治連盟及び弁理士連合クラブ等の弁理士同友会輩出の役員等と連携して、積極的、かつ、大胆な政策提言を行っていきたいと考えております。

２．事業計画

（１）着実な選挙準備

昨年度と同様に、弁理士会役員選挙の候補者として、副会長１名、監事１名及び常議員３名を擁立致します。副会長選挙については、昨年度に引き続き、無会派の方が出馬する可能性が高く、調整も極めて困難な状況が予想されます。常議員選挙についても、無会派の方が出馬する可能性があり、他会派との調整に務めますが、投票選挙を回避できるか否かは、現時点では不透明です。「投票選挙あり」として選挙準備を着実に進めてまいります。

（２）組織の強化・拡大

弁理士同友会の組織拡大について、例年どおり、口述試験練習会、合格者を対象とした就職説明会などに加え、研修会、「勉強会」等の会合に参加した新規合格者及び非会員を対象として、新規会員の獲得に取り組みたいと考えております。

また、非会員の弁理士からも日本弁理士会の委員会等への推薦の希望を吸い上げ、これを通じて入会の呼びかけをしてゆきます。なお、来年度委員会等への推薦に向けた「日本弁理士会委員等への推薦説明会」はすでに開催し、新規会員の獲得につなげました。

（３）会費体系の見直し

現在の特別会費の請求体系では、弁理士登録年数の長い一部の会員に負担が集中しており、今後、永続的な会費収入の確保が困難となることが予想されます。また、特別会費のランク分けが過度に複雑化しており、請求事務に誤りが生ずる原因ともなっております。

そこで、受益者負担を趣旨として会費負担の公平化を図るとともに、永続的な会費収入の確保を可能とし、さらに、会費請求事務の簡素化を図ることを目的として、特別会費請求体系の見直しを行います。関係各位との調整を経て、今年度からの特別会費請求体系の変更を目指します。

（４）事務処理手続の簡素化

会員各位との情報発信及び受信の手段、会費請求事務、領収書等種々の書面の発行など、事務処理手続の全般を常に見直して簡素化を図ります。事務処理の簡素化により、経費の節減を図るとともに、事務処理担当会員の負担を軽減し、次年度以降も継続的に事務処理担当会員を確保することを可能とします。

以　上

日本弁理士会副会長会務報告

平成２１年度日本弁理士会副会長

長内　行雄

日本弁理士会の副会長を仰せつかっております長内行雄です。

日頃は弁理士同友会の皆様には弁理士会の会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

副会長会務も４月に始まって以来７ヶ月になりますが、恥ずかしい話、この頃になってやっと弁理士会会務の全体が分かってきました。そして、弁理士会会務が実に多岐に亘ることに驚かされています。

さて、会務報告に移りますが、私が主に担当する会務は、「会計」、「監事会」、「財務委員会」、「弁理士法改正特別委員会」、「例規改正特別委員会」、「例規委員会」、「特許制度運用協議委員会」、「不正競争防止法委員会」、「著作権委員会」及び「著作権ビジネス研究会（ＷＧ）」の各種委員会と「北海道」及び「東北」の各支部です。各委員会及び支部にて各種諮問事項の検討や多くの事業を実行していただいています。その詳細な報告は年度会務終了後の年次会務報告に譲るとして、現在までで、特に印象に残ったものを２つほど報告させていただきます。

まず、１１月２６日開催の臨時総会で可決された弁理士報酬の明示に関する会則改正です。これまで、弁理士の報酬に関しては、弁理士会の会則上、依頼者に対して説明し理解を得るよう努めなければならないという訓辞規定でしたが（会則４１条の２第２項）、今般の改正で、「会員は、事件を受任するに際し、依頼者に対し弁理士の報酬及びその他の費用について、明示しなければならない。」（新会則４１条の２第２項）という条項が加わりました。この会則改正は消費者保護を目的とする特定商取引法の改正に伴うもので、この規定の新設により、弁理士の報酬（事務所手数料や成功報酬）はもとより実費（入力代や図面のトレース代など）についても依頼者に明示することが義務づけられました。

もっとも、弁理士会では既に「会員に関する苦情事例集（第二集）」や「弁理士業務標準（第２版）」を配布し、その冊子のなかで、事件を受任するときは依頼者に対して報酬を説明しなければならない旨を指摘しているため、会員の多くは報酬等を依頼者に明示することは当然のこととして実行しているものと推察します。ただ、今般の改正を機に、今一度、依頼者への報酬明示の方法などを検討され、依頼者との間で報酬等でトラブルを起こさないよう対策を講じられることをお奨めいたします。

次に、著作権に関する会務活動について報告いたします。近年、特許、意匠、商標等のコア業務が全体的に減少する状況下において、コア業務以外の関連業務をいかにして弁理士の実際業務に取り込むかが課題になっています。上記「著作権ビジネス研究会」は、その課題中の一つである、著作権関連業務のビジネス展開について検討しています。

ただ何分にも、弁理士会が実社会において著作権がどの様に係わっているか等、著作権の現状についての研究を怠っていたためか、いざ、著作権ビジネス展開を検討しようにも、その取っかかりが掴めま

せん。そこで、本年度は「取っかかりを掴む」ため、外部の著作権団体との意見交換などを通じて活発な交流を図っています。

幸いなことに、現在、商標法の改正点として「音の商標」の登録制度が検討されており、「音（音楽）」に係る著作物が商標登録されるという事態が想定されるため、これを切り口にして、音楽著作物に係わる団体である、（社）日本音楽著作権協会及び（社）日本レコード協会と精力的に意見交換を行っています。また、弁理士会は、不正商品対策協議会及び（社）コンピュータソフトウェア著作権協会の賛助会員に仲間入りし、著作権団体の内部活動にも積極的に取り組んでいます。

まだまだ手探りの状態ではありますが、著作権団体との交流や著作権団体内での活動を通じて、著作権団体の一つとして弁理士会が認知され、ひいては著作権に係わる弁理士の認知度の向上が図られ、目的である弁理士の著作権ビジネス展開に寄与するものと考えています。

本年度の会務は折り返し地点を曲がったばかりです。最後まで気を引き締めて会務に取り組んでいきます。今後ともご支援を頂ければ幸いです。

以　上

日本弁理士会副会長会務報告

平成２０年度日本弁理士会副会長

高尾　裕之

充実しすぎた一年

弁理士同友会の会員の皆様には、昨年度、多大なご支援ご協力を賜り、ありがとうございました。

週の半分以上、弁理士会館に足を運ぶか、職場でメールや電話で会務に対応するか等々していた毎日から、退任と同時に事務局からのメール、電話が一切なくなり、多少戸惑いを感じた頃もありました。が、退任から既に半年以上が経過し、忙殺された毎日が、少し懐かしく、また、（少しですが）名残惜しい気がします。

さて、私の主担当業務（財務、意匠、商標等）を中心に、今更ではございますが、昨年度を振り返ってみます。

１．財務

財務担当は、年度冒頭に、定期総会での予算承認という山場を迎えます。また、定期総会後も、毎月の監事会での会計監査がある他、９月に開催された第１回臨時総会では、実務修習制度の実施等に伴う特別会計研修事業費の補正予算が、また、本年１月の第２回臨時総会では、東京倶楽部ビル 14 階借室に伴う特別会計の取り崩し及び一般会計の補正予算があり、結果的に、一年間数字と睨めっこでした。

（１）弁理士登録料の見直し

定期総会では、弁理士登録料及び付記登録料の見直しについても、ご承認いただきました。

特許庁からの委託事業である弁理士登録関連事業の費用について、算定根拠の明確化の観点から全面的な見直しが前年度に検討されていました。特に、弁理士法改正により実務修習制度が開始され、新規登録者は、弁理士登録前に従前の新人研修に相当する研修を必ず受講していることになりますので、研修テキスト等の発送が不要となりました。したがって、弁理士法改正の影響や事務手続の効率化等の諸事情を考慮した結果、弁理士登録料が８万円から４万 8000 円に、付記登録料が 8000 円から 6800 円になりました。

総会前に、同友会の諸先輩方からも、見直しに関するご意見、お小言（？）を頂戴しましたが、無事に承認されてホッとしました。

（２）予算及び決算（執行率）

昨年は、リーマンショックにはじまる世界金融危機の影響で、景気低迷の中での会務執行となりました。しかしながら、予算総額（平成 20 年度は一般会計約 20 億）の約 95％を会員の納める会費が占めている関係で、ほとんど滞納もなく、日本弁理士会の会務運営に必要な財源は順調に確保されました。

支出については、中島執行部２年目でもあり、昨年度を踏襲する事業等、昨年度実績をベースにして、なるべく切り詰めた予算計上をしました。日本弁理士会の支出予算は、年々、雪だるま式に増額されてきましたが、一応、それにストップをかけましたが、それでも当初予算上の収支差額は、約３億円の赤字でした。

一方、予算の執行については、近年は予算執行率が 85％を切って決算額が黒字となり、その結果、現在の繰越金は 10 億に達しましたが、年度当初は、支出予算額を切り詰めた分予算執行率を高くして、一般会計の決算額を赤字にする覚悟でした。しかしながら、事業はほぼ予定通りでしたが、最終的な執行率が 83％程度と例年通りになり、8000 万円の黒字決算となりました。

会務及び予算の執行状況については、毎月の監事会で監査を受けましたが、昨年度の監事会では、“費用対効果”の観点が重視されました。最終的に執行率が伸びなかったのも、“費用対効果”を実践して、なるべく安くという意識が強すぎた結果かもしれません（決してそれだけが原因ではなく、まだ執行率が上がらない支部がある等、要因はいくつかありました。）。

２．実務系専門委員会

意匠、商標等の実務系専門委員会では、中島執行部２年間の事業計画として、弁理士業務の高度化・広域化のための調査研究を行いました。そして、その成果をより利用価値の高いものとして会員にフィードバックするために、意匠、商標、不正競争防止法の各委員会では、会員の実務に際して活用できる実務マニュアル（ガイドブック）を作成しました。委員の先生方には大変ご苦労いただき、ふとした時に会員が利用できるものとして、利用価値の高いマニュアルが完成したと思います。

また、各委員会では、審査基準の改訂等に関する意見募集（パブリック・コメント）でも積極的に意見発信をしていただきました。

特に、商標では、産業構造審議会小委員会及びワーキンググループにおいて、音や（輪郭のない）色彩等、新しいタイプの商標を保護対象に追加するための検討が行われており、商標委員会でも継続して審議を行いました。

３．業務支援システム改善ＷＧ

業務支援システムは、会員の業務に有益な情報を集約し、会員の業務効率を高めることを目的としたシステムですが、会員のアクセスが少ないため、その利便性向上とコンテンツの充実を図ることを目的として、ワーキンググループを立ち上げました。

日常業務に必要な法律等の改正情報や弁理士会からのお知らせ、弁理士会への各種届出書類等、会員が必要な各種情報を容易かつ迅速に入手できるようにするための会員向けポータルサイトを設置すべく、

電子フォーラムや業務支援システムの統合をし、新システムの改修までたどり着きました。が、コンテンツの充実化にはほとんど手をつけることができず、不完全燃焼で年度を終えました。

４．東京倶楽部ビル 14 階借室による事務局等移転

弁理士会館のスペース拡張を図るべく、東京倶楽部ビル 14 階の新規借室、秋葉原ダイビルの解約について、１月開催の第２回臨時総会でご承認いただきました。会務も追い込みとなる年度末にかけて慌しくなりましたが、年度内に、役員室、会長室、事務局機能の一部を東京倶楽部ビル 14 階に移転し、また、弁理士会館では、仲裁センターのスペース拡充、関東支部長室の設置、会議室の増設等を行いました。

平成 19 年度（前年度）に研修施設の借室を断念したばかりで、また、借室の検討が本格化してきた頃にリーマンショックが起きる等、紆余曲折がありましたが、会員数が 1 万人に迫って本会及び支部の事業規模も拡大し、継続研修や実務修習の開始により研修会場の確保が重要となっている中で、弁理士会各種事業の遂行に必要な会場及び事務局規模の確保が急務と判断し、執行役員会、関係付属機関、事務局等が一体となって取り組んだ成果でした。

５．最後に

平成 20 年度執行役員会は、会長２年制の下で初めて迎える会長２年目であり、会務の継続性と２年目の成果が問われました。私も、執行理事、そして副会長と、中島会長と２年間を共にしましたので、２年間の具体的成果を強く意識した一年でした。実務系委員会の実務マニュアル等もそうでしたが、何よりも、東京倶楽部ビルの借室の実現は、中島執行部一年目の議論の成果だと思っています。

今年は政権交代という象徴的な出来事がありましたが、ここ数年、社会情勢がめまぐるしく変化し、弁理士会を取り巻く状況も刻々と変化していきます。そのような難しい時期に、副会長という重責を担い、気の休まらない日々でしたが、その一方で、ただ弁理士として仕事をしていただけでは経験できないような貴重な経験もさせていただきました。正直、これ以上心身の充実した一年は、一生経験できないのではないかと思っております。

最後になりますが、弁理士同友会の会員の皆様には、委員会及び付属機関の委員等として、また、本会会務への政策提言を通じて、多大なご支援ご協力を賜りましたこと、改めてこの場を借りて御礼を申し上げます。

以　上

日本弁理士政治連盟会長報告

平成２１年度日本弁理士政治連盟会長

古谷 史旺

日本弁理士政治連盟の活動報告

日本弁理士政治連盟（以下「弁政連」と略す）は、昭和４９年の弁理士会の総会において斡旋決議で設立され、その規約第３条に「弁理士会の意向に沿って弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行う」旨が規定されている。

弁理士同友会には、佐々木　功先生、磯野道造先生、森　哲也先生、それに私と、会長に名を連ねた先輩が数多くいる。

今回は、副会長として谷山　守先生、小川眞一先生、飯田昭夫先生がご就任頂いている。全くのボランティアであり、感謝の一語に尽きる。

平成８～１０年の３年間、私は既に会長を経験しているから、今回の会長就任は出戻りみたいなもので、些か気恥ずかしい思いは禁じ得ない。

“煽てられると直ぐ木に登る”御仁もいるが、かくいう私はその典型で、“この難しい政治局面で弁政連を立て直せるのは古谷しかいない”なんて煽てられて木に登ってしまった。

弁政連の活動を、外部から見通せる風通しの良い団体にしたいと思っている。その為にはコミュニケーションが第一である。コミュニケーションの不足から誤解、毛嫌いが起きているのではないか…。

先ずは弁理士会の執行部とのコミュニケーションを豊かにしたい。そして、必要とあれば、全国の隅々まで足を伸ばし、弁理士会の会員と腹を割って話しをさせて頂きたい。特許庁首脳を始め関係官庁との関係も良好にしたいと思っている。

それらのこと無くして、弁理士会の事業を達成するために必要な政治活動を行うことはできないと思っている。

出戻り会長としてやらなければならない大きな仕事の一つに、後継者育成がある。若者に弁政連の活動を理解・協力して貰い、大袈裟でなく明日の日本（知財国家）を切り拓く気概を持って頂きたいと願っている。

民主党政権下での鳩山総理は、国連の会議で、温室効果ガスの排出量（二酸化炭素、メタン等）を 2,020 年までに 1,990 年比で２５％削減することを公約し、拍手喝采を得たが、具体的な削減策は見えないままであった。

私どもは、弁理士の立場からの提言を考え、鋭意検討した結果、三つのキーワードを掲げることにした。一つはシッカリとした技術開発であり、二つにはその技術で世界に特許網を構築することであり、三つにはその技術を世界標準（技術標準）とすることである。

安易な金転がしで儲けるのではなく、シッカリとした技術開発を行い、得られた成果物を特許の網で世界を覆う。特許は排他独占権であるから無断で他人がその技術を実施することはできない。しかし、温室効果ガス削減に関する技術は、世界の国々が利用できなければ意味がない。そこで、特許網を構築した後に、その技術を世界標準（技術標準）とする国家戦略を打ち立てることである。そうすれば、特許の有効期限が切れた後でも、日本の技術は未来永劫使われ続けることになる。

そのためには、シッカリとした技術開発が不可欠であり、民間レベルに依存するだけでなく、国として、相当の覚悟をもって財政出動を考えなくてはならない。

これ等の提言を、鳩山総理を始め、菅国家戦略副総理、直嶋経産大臣、小沢環境大臣等に対して直接行ってきた。

以　上

弁理士同友会政策委員会報告

平成２１年度弁理士同友会政策委員会委員長
平成２１年度日本弁理士会弁理士法改正特別委員会委員長
森　　哲也

平成２１年度は、現在の弁理士制度が抱える喫近の問題群の中から、本会より検討要請のあった諮問事項、あるいは審議委嘱事項につき、審議し結論をみたので幹事長に報告致しました。

委員会の運営については、第一回の会合は顔合わせも兼ねて小職事務所会議室において行ない、引き続き場所を改めて懇親会も実施した上で、次回よりは、メール会議として五回開催しました。

扱ったテーマは、①弁理士試験の条約類の論文式必須科目への復帰、②弁理士の標準報酬に関する問題、③役員制度の問題でした。

特に①と②のテーマは、何が「必要かつ合理的な規制」かを策定せずに見切り発車して展開された「規制改革政策」、すなわち「競争政策」によって、弁理士制度が崩壊の危機に瀕しているという観点から、また、③のテーマは、弁理士会の機能の増強という観点から、意見を交換して結論を得ました。

①弁理士試験の条約類の論文式必須科目への復帰について

平成１７年の弁理士会総会において、総会決議の一部として弁理士の定義がなされております。

「弁理士とは、技術と法律の素養を有する国際的な知的財産の専門家である。」と。

この定義中、「国際的な」特徴、すなわち「国際性」を担保するのが条約類の論文式必須科目でありましたが、行政の頂点にある規制改革会議の制度参入を容易にさせる圧力で、平成１２年の弁理士法改正で除外されました。

その結果、弁理士の「国際性」は実質的に担保されない制度に弁理士制度自体が大きく歪められて現在に至っています。

弁理士の「国際性」を国家試験で担保することは、国際性が特徴である知的財産を扱う専門国家資格制度として必要不可欠である、と全委員の一致した結論をみました。

②弁理士の標準報酬に関する問題について

この問題は、規制改革会議の他に独禁法の競争政策が加わり、やはり平成１２年の弁理士法改正によって、旧来市場との合意により機能していた弁理士事務報酬標準額表の廃止されたことに端を発しております。

弁理士事務報酬標準額表は、改正前の弁理士法（以下「旧法」）第１４条に、会則にこれを規定すべしとされていました。

その結果、弁理士業務では、価格競争の連鎖が起こり、異常なダンピングをする者が続出し、この値下げ競争に勝ち残った者による独占・寡占の世界に向かいつつあり、クライアント側も、企業内での予算要求の根拠を失ってしまい大いなる混乱を起こしました。これは、言うまでもなく、弁理士制度を崩

壊に向かわせることになります。

何故に法律で規定してあったかといえば、弁理士制度が法律によって制定されている「公共性」のある制度であり、その資格者である弁理士が提供する役務は「準公共財」である、との観点からであります。

そもそも国家資格制度は、規制改革会議がいう競争によって役務の質を向上することはできないし、そこに価格競争の連鎖を起こさせることは、制度上親しまないものであるという見解でまとまりました。

そこで、この問題は、弁理士制度の「公共性」の再認識をして、これを根拠に弁理士法の規定に弁理士の事務報酬に関する規定を復活するべきであるとの結論に至りました。

弁理士法に弁理士の事務報酬関係の規定を復活させることは、平成１３年に公表された公取委の資格制度に関するガイドラインに整合するし、そうしないままに、どのように会則などをこねくりまわしても、事務報酬標準額表を運用した途端に、弁理士会は独禁法２０条の競争制限行為をすることとなり、排除命令の対象になることが判りました。

③役員制度の問題について

この問題は、弁理士会永遠のテーマ的なところがありますが、伊藤進委員がこの問題の碩学でいらっしゃるのでたたき台をお任せして結論をみました。

すなわち、この問題に関しては、とりわけ総会の実質的な機能が形骸化しているとの指摘があることから、その廃止とこれに代わる「代議員制度」が提唱されています。

しかし、総会は、弁理士法６４条、６５条、６６条による弁理士会の最高意思決定機関であり、会員の直接的な意思反映の制度でもあることから、間接的な意思反映制度となる代議員制度はいまのところ採用できないとの結論に至りました。

以　上

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

バイオ・ライフサイエンス委員会

バイオ・ライフサイエンス委員会委員長
弁理士同友会北海道委員
石埜　正穂

バイオ・ライフサイエンス委員会の活動について

関係各位のご尽力を賜りまして本年度のバイオ・ライフサイエンス委員会（以下バイオ委員会）委員長を拝命しておりますことから、この場で簡単なご報告をさせていただきます。

他の委員会への参加経験がなく、自分ではよく分からないのですが、バイオ委員会の活動は、委員会の中でも活発かつ質実剛健なものと伺っております。本委員会では毎年次のような諮問事項に関して各部会に分かれて調査研究を行い、その成果を年度末に執行部に対して報告しております。

１．バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査・研究
２．バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査・研究
３．生物多様性条約に関する調査・研究並びに植物新品種の保護・強化に関する調査・研究
４．日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査・研究

なお、本年度からは元弁理士会会長の佐藤辰彦先生の肝いりで、次の諮問事項が追加されました。

５．大学発バイオ知財の日本弁理士会におけるサポート体制の構築に関する企画・調査・立案・研究

最近では、国の施策の関係もあり、バイオ関係の知的財産に関わる諸課題が注目を集めております。日本弁理士会でも当然ながらこれらに戦略的対応をしていく必要があるのですが、対象内容が専門的な場合など、バイオ委員会に対し、執行部から課題検討の依頼がなされるケースも多くございます。また、弁理士会として重要な課題については、会長下に臨時に立ちあがったプロジェクトチームにバイオ委員会からも主要メンバーが参加してこれを検討することがしばしばありました。それらの具体的内容につき、以下に列挙します。

１．iPS 細胞関係の「オールジャパン」知財支援への対応（昨年度から）
　弁理士会としてどのような支援が可能か、昨年度から弁理士会会長および担当副会長下、バイオ委

員会抜粋メンバーを中心としたＷＧがたちあがり、検討を行ってきました。

２．製薬協の「大学知財支援プロジェクト」に関する対応（昨年度から）

①知財支援プロジェクトのアドバイサリー委員会への参加

知財支援プロジェクトの定例アドバイサリー委員会に１．のＷＧを代表して前バイオ委員長と私がオブザーバとして参加しました。

②知財支援プロジェクトの iPS 出願解析支援

知財支援プロジェクトが大学の研究者に説明するための資料として、バイオ委員抜粋メンバーで過去の iPS 出願経緯を解析した結果を提供しました。

③知財支援プロジェクト（現在はＩＰＳＮ）への講師派遣等における協力

講師派遣については、専門性のある内容であることから、バイオ委員を中心に候補者の人選を行い、支援センターに情報提供しております。

３．産業上利用可能性審査基準改定に関すること

・内閣府知的財産本部・先端医療特許検討委員会対応（昨年度～今年度５月）

バイオ委員会抜粋メンバーを中心として担当副会長下にＷＧが立ち上がり、先端医療特許検討委員会委員である佐藤辰彦先生のバックアップを行いました。また、医療方法が特許されない問題点につき弁理士会としてのプレゼンも行いました。

・審査基準改定案に対するパブリックコメントにおける弁理士会意見案作成

バイオ委員会で内容を取りまとめ、執行部の承認を得て弁理士会の意見として提出されました。

４．東北大ＴＲ支援

バイオ委員会第５部会における検討と並行して弁理士会にＷＧが立ち上がり、「東北地区ＴＲ拠点形成ネットワーク」における橋渡し研究シーズを知的財産の側面から支援する形態につき検討しつつ、これを実行しつつあります。

５．大学技術移転協議会 UNITT2009 における弁理士会協賛セッションの開催

本件はバイオ委員長が秋元浩氏、珠玖洋氏、長谷川智子弁理士を招き、「医学研究成果の権利化・活用と問題点」というタイトルでセッションを開催しました。

委員会で調査研究して纏めた内容は答申の報告書として会に提出しておりますが、これとは別に、各部会等の発意に基づき、公の場において発表を行っております。本年度に関しては、6 月の日本知財学会の年次学術研究発表会でも 4 件の報告を行いました。また、パテント誌 7 月号にバイオ・ライフサイエンス委員会の特集が組まれることになったため、論文 4 編を発表しました。一方、iPS 細胞の知的財産につき、昨年の第 4 部会の場も活用して調査検討した内容や知財支援プロジェクトに依頼されて解析した内容も含めて、バイオ委員長が弁理士継続研修の枠組みで講演を行いました。

このほか、日本知的財産協会のバイオテクノロジー委員会とも年 1 回交流会を開き、活発な議論を交わしつつ親交を深めております。

以上のような多彩な内容に慌ただしく対応しているうちに半年以上が過ぎてしまいましたが、今後もひきつづき精力的に活動をつづけて参ります。

以　上

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

不正競争防止法委員会

不正競争防止法委員会委員長
吉村　公一

――　周辺法の研究　――

不正競争防止法委員会の本年度のテーマは、第１に商標法における「商品」と比較した不競法における「商品」の概念についての調査・研究、第２に営業秘密の保護に関する問題点とその対応策の研究が主なものである。本年度の委員会運営については過去の不競法委員会にはみられなかったつぎの３つの特徴がある。

特徴の第１として委員の充実があげられる。
本年度委員会では第１小委員会が上記した第１のテーマを、また第２小委員会が上記した第２のテーマを、それぞれ主な担当としており、第１小委員会のメンバーは圧倒的に女性会員が多く、また第２小委員会では過去にみられないほどの数の弁護士資格を併せもつ会員が多い。また裁判官出身や大学教授の会員もおり、昨年度の委員の略過半数、しかも不競法の中軸会員が交代したにもかかわらず粒ぞろい（？）の委員会を発足させることができたことは望外の幸せというべきである。

特徴の第２として協調性があげられる。
不競法の内容が比較的難解で、しかも権利法規ではないところから例年夏休みを境に委員会出席者が激減する傾向にあるところ、本年度は各委員の緊張感はなく活発に論議できる雰囲気で他の委員会では８月を休会とするのが殆どであるのを尻目に８月も開催するほど、回を重ねるごとに積極性と真剣度が増し、いずれの小委員会においても充実した研究成果を着実に蓄積しつつある。また毎回実施している判例紹介の次回報告者決定に際して、委員長による指名に対して快諾いただける委員ばかりで、多くの委員に助けられるところが多い。

特徴の第３として外部講師の招聘があげられる。
弁理士会の委員会構成については、毎年半数近くが各会派より推薦される委員に置き換えられ、とくに不競法委員会のような予備的知識をある程度備えている必要がある委員会では、毎年「新人教育」に多

くの時間を費やすことになり、委員会としてなすべき本来の研究活動が疎かになりがちである。また例年比較的多くの新人委員が論議についてゆけずに脱落することが多かった。そこで本年度においては年度当初より、いかにして委員全員が不競法に興味をもってもらえるかについて苦心した。もちろん各委員とのコミュニケーションの維持にもつとめているが、年度中間の時点においては当初予定した十分な成果があげられたものと思う。しかし委員会内部での研究活動には限界がある。それは研究活動といっても所詮は委員一人ひとりの知識の集積でしかないからである。そこで本年度は年度後半より外部講師の招聘による講演をお願いすることにした。その第１弾が９月の経済産業省知的財産政策室による「営業秘密管理指針改定について、その基本方針から問題点について」の講演である。当初は対象を不競法委員だけと考えていたが、折角の機会なので意匠・商標・著作権・産業競争力推進・ＡＤＲの各委員会にも参加を呼びかけた結果、多数の参加を得ることができた。さらに第２弾が１１月の北海道大学大学院法学研究科教授　田村善之氏による「商品形態のデッド・コピー規制」の講演である。これについても上記各委員会にも参加を呼びかけた。委員会としての活動であるために、不競法および参加を呼びかけた委員会委員以外の会員からの参加希望を断らざるをえなかったのは残念である。これらの外部講師招聘は、多くの委員の研究心を刺激し、より実り多き成果が期待できるものと確信している。また３月末には不競法委員会による研究成果の発表の場として継続業務研修会（２単位）の開催を予定しており、各委員もこれに向けた研究活動に余念がない。同友系委員がいないのは誠に寂しい限りではあるが、委員会活動としては今後大変楽しみである。

一方現状の弁理士を取り巻く環境においては産業財産権法に比べると不競法は周辺法としての位置づけであり、あまり重要視されていない。それは権利法規ではないからである。すなわち、特許事務所の主たる業務は特許や商標などの権利取得に関する一連の手続サービスをおこなうことにより報酬を得るという仕組みがあるからであり、あらかじめ権利を得ることなく不正競争の事実が発生した時点で、かかる不正行為を規制排除する業務とは本質的に異なっている。また近時の急速な弁理士の増加は少数会派の規模をますます縮小化させることを意味するものともいえる。弁理士量産により弁理士業に明るい将来はあるのか。あるとすればいまなにをすべきか、について真剣に考える時期ではないかと思う。

以　上

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

知的財産支援センター

知的財産支援センター長

小林　保

知的財産支援センターの活動

２００９年４月から日本弁理士会知的財産支援センターのセンター長を努めさせて頂いております。この知的財産支援センターは、正副会長会の付属機関で、特許制度昂揚普及委員会から発展したものであります。この日本弁理士会知的財産支援センターのセンター長として知的財産支援センターの活動を振り返ってみたいと思います。

１．知的財産支援センター

知的財産支援センターの支援活動は、弁理士会から外に向けてのもので、会員である弁理士個人を支援するものではありません。知的財産支援センターは、当初、知的財産の社会一般に対する普及啓発のために行うものとして発足しており、今もこれは変わっておりません。

知的財産支援センターは、４月に立ち上げ、直ちに活動が開始される委員会で定員９０名からなり、センター長１名、副センター長８名、運営委員８１名（うち、部長５名）で構成されています。この知的財産支援センターに所属する委員は、運営委員と称しており、あくまでも、実際の支援を行う人（例えば、講師）の事前の段取り、当日のサポートを行うものであります。実際に、現場で講演を行ったり、講師を務めたりする人等を支援員と称しており、運営委員とは一線を画しております。この知的財産支援センターは、総務部、出願等援助部、第１事業部、第２事業部、第３事業部の５つの事業部に分かれています。

総務部は、知的財産の普及昂揚のための広報活動、各部間の調整、知的財産支援センター内の関係例規の整備・運用、支援員データベースの整備等を行う事業部です。出願等援助部は、日本弁理士会が資力に乏しい個人に対し、出願等に対する資金援助を行うとしている事に対して、出願等の援助申請があったときの審査、援助制度、援助規則に関する検討などを行う事業部です。第１事業部は、知的財産の啓発、教育、指導、相談（具体的には、発明相談、各種イベントへの協力、セミナーによる啓蒙普及）、寸劇の上演、小中高学校の出張授業等を行う事業部です。第２事業部は、外部機関の講演会等への講師派遣、相談員の派遣（特許流通フェア等）、ＩＴベンチャーの支援等を行う事業部です。第３事業部は、中小企業向

けの情報収集事業（例えば、各自治体か行っている出願支援の調査）、支援員向けの研修、地方自治体支援等を行う事業部です。

２．知的財産支援センターとしての活動

今年は、平成２１年４月１６日に日本弁理士会と青森県との間で締結された知的財産支援協定によって東北６県との支援協定が完了し、支援態勢が創られました。また、会員数５０人以下の各支部（北海道支部・四国支部・東北支部・北陸支部・九州支部）において、県と日本弁理士会との間で締結された知的財産支援協定を実行するための“覚書”の当事者となり、活発な活動をおこなっております。また、各自治体と交わした支援協定が、期間満了により終了しますが、次々と支援協定の再協定の依頼が来ております。

知的財産支援センターの支援活動が活発になるに連れて、９つの各支部の存在が大きくなり、各支部と支援センターとの連携をどのように取るべきか問われる時期に来ております。知的財産に関する支援活動の基本は、各支部であります。この各支部がマンパワー不足などで応援を必要とするときに、必要に応じて本会の支援を受けることになります。知的財産支援センターは、支部からの要請を受けて本会の支援センターによる支援として、当該支部の事業をおこなうことになります。換言すると、地域の地方自治体と協力して行う知的財産に関する支援活動は、各支部が前面に出て行うもので、知的財産支援センターは各支部の活動をサポートするにすぎません

このような日本弁理士会知的財産支援センターの活動に対しまして、弁理士同友会の会員の皆様のご協力を是非御願いします。

以　上

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

著作権委員会

著作権委員会委員長
花村　太

平成２１年度の著作権委員会の活動を以下にご報告致します。

Ａ．諮問・委嘱事項

平成２１年度の著作権委員会への諮問・委嘱事項は次の通りとなっております。

【諮問事項】

１．著作権に関する国内外の動向の調査・研究

２．著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究

【委嘱事項】

１．著作権法に関する研修所が実施する研修及び知的財産支援センターが実施するセミナー等への協力

２．最近の著作権に関する重要判決の紹介

３．著作権に関する関係官庁、諸団体等への対応

４．著作権に関するパブリックコメントへの対応

５．外部講師招聘による委員会内での研究会の開催とその成果の外部への発表

６．弁理士のための著作権契約案内の作成と公表

７．社団法人日本知財学会主催の第７回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリーセッション）における発表の実行

８．社団法人日本知財学会主催の第８回年次学術研究発表会の一般発表（オーディナリーセッション）における発表内容の準備及び発表の申し込み

９．産業競争力推進委員会との連携

10．コンテンツビジネスに関する調査・研究

11．著作権登録手続のマニュアルの作成

以上の諮問・委嘱事項に基づいて、第１～第４部会に分かれて調査・研究が盛んに行われています。

Ｂ．委員の構成

平成２１年度の著作権委員会には、３８名が所属しています。

著作権委員会は、複数年委員として活動する会員の割合も多く、委員長・副委員長経験者が多数在籍

しています。これらの委員は、著作権についての知識が豊富で、自ら進んで活動を行っています。

また、今年度から新たに著作権委員会委員となった会員も、著作権について勉強をしており、積極的に委員会活動に加わる会員が殆どです。

更に、著作権について造詣の深い弁護士の方も委員として活動しています。

著作権委員会は、各委員の意識が非常に高いので、各部会での活動が活発に行われており、独自に外部の識者へのインタビュー、外部の識者を招聘しての勉強会、部会内の勉強会等も委員会の時間内外において行われています。

Ｃ．各部会のテーマ

ここで、平成２１年度の各部会の具体的テーマを列挙致します。

第１部会　著作権に関する国内外の動向の調査・研究

第２部会　著作権のライセンスや譲渡契約における留意点についての調査・研究

第３部会　判例研究

第４部会　コンテンツビジネスに関する調査・研究

現在のところ、各部会共に、上記テーマを絞り込んでテーマの方向性の検討や、テーマに関する具体的内容の原稿作成や検討が行われています。これらの成果は、会誌パテントに掲載される予定です。

また、第３部会は、著作権に関する重要判決の判例抄録の作成・紹介を行い、この抄録データは一般に公開のため蓄積されています。

Ｄ．その他の活動

その他、平成２１年度の著作権委員会では、次の活動も行っています。

・著作権情報センターの月例著作権研究会に毎月１～２名の委員が参加し、参加した委員が聴講報告を行っています。

・日本弁理士会研修所からの講師派遣依頼等に対して、委員から講師を派遣しています。

・本年度、弁理士会がＡＣＣＳ（(社）コンピュータソフトウエア著作権協会）の協賛会員になったことに伴い、ＡＣＣＳの専務理事・事務局長様によるＡＣＣＳの活動説明会が開催されました。

Ｅ．まとめ

以上簡単に平成２１年度著作権委員会の活動を報告させて頂きました。

私も本年度で３期目の著作権委員となりますが、毎年新たな勉強が必要であると感じさせられますし、実際の業務においても著作権の知識は必要であると感じます。

近年、弁理士の業務範囲に著作権に関する業務も加えられましたので、著作権委員会での活動が広く弁理士業務の一助となるよう委員会活動を行っていきたいと考えております。

以　上

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

パテントコンテスト委員会

パテントコンテスト委員会委員長
飯田　昭夫

「若き発明者・プロダクトデザイナーを育成する」夢のある委員会！

「若者を育てる日本弁理士会の社会貢献活動」にご理解と協力を！！

パテントコンテスト委員会とは？

パテントコンテスト委員会は、文部科学省・特許庁・日本弁理士会・（独）工業所有権情報研修館（以前は発明協会）の四者が主催者となって開催している「パテントコンテスト」及び「デザインパテントコンテスト」事業を日本弁理士会として支える社会貢献度の高い委員会で、委員数は１５名で構成されています。

パテントコンテストとは？

「パテントコンテスト」は、高校生、高等専門学校生及び大学生等の知的財産マインドの醸成と知的財産制度の理解及び活用促進を図ることを目的としたものです。このコンテスト事業が成立した裏には、知財教育に熱心な小野晋也衆議院議員と平成１３年度の牛久健司副会長の尽力がある。平成１４年小生が担当副会長として引き継ぎ、文部科学省の協力も得ながら夜遅くまで特許庁と協議してプレパテントコンテストの開催に至り、その後一時低迷の危機を乗り越えるため、共同主催者の発明協会を工業所有権情報・研修館に変更して、現在に至っています。このコンテストは従来技術の検索と発明との比較、明細書の作成、電子出願を弁理士の個別指導の下で本人が行うことにより、特許取得までの手続きの体験を行うものであり、内閣府にも高く評価されています。

特記すべきは、この「パテントコンテスト」が、日本弁理士会が国の機関と共同主催できた最初の事業ということです。

デザインパテントコンテストとは？

平成２０年、意匠についての教育も必要であるとしてプレデザインパテントコンテストを実施した。

意匠法・意匠権に関するセミナーを受講したことを応募の条件にしたコンテストであり、意匠登録出願を学生自ら行うことによりプロダクトデザイナーの育成を目的とするものです。セミナー用のテキストは講義の均一化を図るために特許庁で特別に作成したものを使用します。

委員会活動は？

パテントコンテスト委員会は、上記４者からなるパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの主催者による主催者会議で定められた事項の中で、弁理士会が行うべき事項（セミナーの開催・周知活動・第１次選考及び応募者へのコメント作成・書類作成、出願手続きの指導等）を実行することです。

コンテストへの応募期限が９月・１０月であるので、それまでの活動はセミナーの開催の準備が主体となりそれほど忙しくありませんが、９月に入ると委員会活動とは別にパテントコンテストの応募案件の一次審査、デザインパテントコンテストの応募案件の一次審査を短時間のうちに行いさらに、採択されない案件に関して教育用に１件ずつコメントを作成します。短時間に行わなくてはならなく重労働であるが、楽しい作業です。

セミナーの開催が必要な大学・高専・高校・専門学校の情報並びにセミナー講師に関しては、知的財産支援センターと支部の協力を得て行っています。意匠の出願指導に関しては、支部と意匠委員会の協力を得る予定です。

パテントコンテストに採択された学生に対しては、原則弁理士が明細書の作成指導と電子出願の操作指導を行います。指導弁理士は明細書・意見書等を作成してはならなく出願自体を本人が行うので、その指導は大変です。デザインパテントコンテストの場合は、図面・願書の作成は学生が行い出願は指導弁理士が代理を行います。

出願案件は、短期間に審査され、学生が在学中に特許査定・意匠登録査定そして登録が完了する場合があります。特許出願の場合１年ぐらい、意匠出願の場合３～６ヶ月ぐらい。

採択されたことは学生の就職活動に有利に作用しているようである。

本年度の実績

パテントコンテストの応募状況は、大学部門６９件（６４件）、高専部門５３件（３０件）、高校部門１４０件（１５４件）の合計２６２件（２４８件）である。（　）内は昨年度実績。応募件数は増加傾向にあり、応募案件もレベルが上がってきている。

最終選考委員会は１２月に開催予定である。

デザインパテントコンテストの応募状況は、大学部門４６件、高校部門４４件である。

参考までにプレデザインパテントコンテストで採択され表彰式でプレゼンされたものであってすでに意匠登録されているものを次ページに紹介します。

以　上

図面等

投影図

使用例

パテントコンテスト表彰式

デザインプレゼンテーション

意匠に係る物品

USBコネクタ･USBポート

学校名	氏名
東海大学	堀場　里歩

PRポイント

USB の接続部分には向きがあり、逆さまにしてしまうと入らず、差し間違えなどを引き起こしてしまう。しかしポート部分には上下 / 裏表など印もなく、長方形の形状は向きの見分けがつきにくい。「パッと見て差し込める」「触っただけで差し込める」ことを意識し、単純な形合わせを応用とした USB ポートと USB コネクタの形状を提案する。多くの人がパソコンを使用するようになった今、人にやさしいパソコン環境を目指すことが大切である。

形合わせのイメージ図

出願したデザインについて特徴や使用方法などのPR内容を200文字程度記載してください。

平成２１年度日本弁理士会　委員長・センター長報告

財務委員会

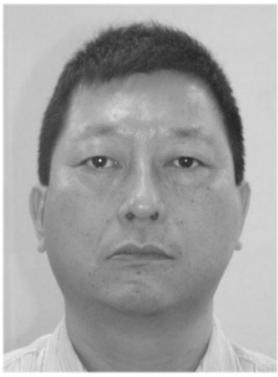

財務委員会委員長

山崎　高明

本年度、日本弁理士会財務委員会の委員長の大役をお引き受けし、日本弁理士会の財務、経理関係の規程の整備をさせていただいております。同委員会の担当副会長である当会選出の長内行雄副会長には、経理に関して殆ど経験のない私を的確にフォローして戴き、なんとか無事に役目を終えることができそうです。

弁理士会の委員会については、特許委員会や商標委員会等、弁理士の「実務」に関する委員会を「実務委員会」と称しているようです。しかし、これら「実務委員会」の中には、「実務」どころか、「研究、勉強」に終止している委員会があるようです。このような「勉強委員会」が本当に必要なのか、疑問をもっているところです。日本弁理士会の種々の活動のために必要な財務委員会のような委員会が、本当の意味での「実務委員会」ではないかと考えている今日この頃です。

若い会員の先生方にも、このような意味での「実務委員会」への参加を積極的に考えて戴きたいと思っております。

ところで、本年１１月の臨時総会の後、長内副会長は体調を崩され、入院されるという事態に至りました。誠に心配されるところであり、また、副会長の職務がそれだけ激務であったのかと、改めて考えているところです。

長内副会長が全快されるとともに、財務委員会の職務が無事に完遂されることを祈念するところです。

財務委員会に対する今年度の諮問事項及び審議委嘱事項は、以下の通りです。

諮問事項１.「資金の運用方針・運用手続きに関する規則（内規第 80 号)」の見直しについて

審議委嘱事項１．日本弁理士会経理規定（会規第１２号）第６条の「別に定める勘定科目」についての検討

以　上

三役奮闘記（総務）

平成２１年度総務担当副幹事長

井澤　　幹

夢あふれる同友会

７年前でしょうか。気付いたら同友会の一員になっておりました。

気付いたら来年、幹事長です。次、気付くのは棺の中でしょうか。ちょっと最近太ってきまして、３５歳、人間ドッグも受けなきゃいけないのに、「今の自分は、仮の姿。もうちょっと痩せてから行こう」なんて言ってから早半年。痩せる気配はありません。

脱線しましたが、来年、私ごときが幹事長を仰せつかりました。傍から見ると、「出世街道まっしぐら！」、「よっ、三代目！」なんて茶化しながらおっしゃる方がいらっしゃると思いますが、現実は甘くありません。事情があるのです。いつか回ってくると覚悟はしておりましたが、まさかこんなに早くとは…。

しかし、やるからには、何かを残さなきゃなりません。

同友会の活動は、無会派の若手から高い評価を得ております。ただ、入会まではなかなか遠く…。その理由第１位は、「会費に見合うメリットあんの？」という疑問が拭いきれないからでしょうか。

一方、会員からも会費に関する不平不満を耳にします。特に今年は、みぞうゆうですから仕方ありません。「会費高いよ～。かーちゃん納得させるの大変だよ～」なーんて。

会費については昨年、細則が改訂されましたが、顧問・相談役の先生から頂く会費はまだ高く、その会費を払った上に、１５，０００円を払わないと祝賀会や納涼会に参加できないとなると、ちょっと出る気がなくなります。

やはり「会費」・「会費の使い道」について、もう少しオスじゃなくてメスを入れなければならないのでしょう。

ところが、今の同友会、暗いことばかりじゃありません。

福利厚生委員会を中心に若い人が大活躍しております。女子ゴルフ部も出来ました。折り紙職人もいます（旅行会報告参照）。こういった若い人たち中に、森哲也先生をはじめとするベテラン先生に楽しく加わって頂いているので、とても感動的です。

こういった素晴らしい光景は、今後ますます増えていくのではないでしょうか。

さて、ご存知の通り来年は避けて通れない大きな山場がございます。

会派が何の為にあるのかという存在意義を示す場とも云えます。やはり来年は、同友会内部だけでなく、すべての会派が「一致団結」し乗り越えていかなければならないでしょう。今年度の崔幹事長の血断を無駄にしないよう、微力ながら全力を尽くす所存でございますので、皆様のお力も少しずつお貸し頂ければ幸いと存じます。

以上、総務奮闘記でした。

三役奮闘記（会計）

平成２１年度会計担当副幹事長

石川　　憲

平成２１年度会計を担当させて頂いておりました石川です。昨年９月のリーマンショック以来、景気低迷が依然続いており、特許事務所の経営環境も一段と厳しさを増すなか、本会もできる限り支出を絞る一方で行事・事業を例年並みに維持する方向で活動してまいりました。緊縮財政を敷きながらも、一年間本会の活動を滞りなく行うことができたのは、昨今の厳しい経済環境下においても本会会員の皆様の会費納入のご協力による賜物であり、この場をお借りして会員の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、鯱張った挨拶はこのぐらいにしまして、以下に、会計の仕事の紹介と、会計を１年間担当して得た雑感を書き連ねてみたいと思います。

（１）会計の仕事について

私は、弁理士になる以前は、とある銀行に勤務しており、毎日勘定を合わせることに慣れ親しんでいたこと、多少会計について知っていたこともあり、会計の仕事については特に苦になることはありませんでした。したがいまして、一年間を振り返りますと、時間を大量にとられることもなく、割と楽に仕事をこなすことができたなと感じております。会計の仕事について、少々説明いたしますと、会計は、本会の種々の事業活動を担当する副幹事長より会計報告や請求によって、お金に関する処理や手続きを実行し、本会の会費請求を実行する役割を担っております。このように、会計は、幹事長をはじめ各副幹事長の会計報告を受けてお金に関する処理を主として行うので、特に、高度な判断や事業活動を強いられることはありません。これに対して、会計以外の各副幹事長は、研修や旅行、政策、人事等といった担当する事業活動を実際に取り仕切らなくてはならず、頭が下がります。

つづいて、会計を卒なくこなすコツについてお話します。そのコツとは、その日に処理できるものは先延ばしにせずその日中に完結すること、短時間に集中的に作業することの二点です。面倒だなと思う仕事は、空いた時間に短時間で集中してこなせば、本業に与える影響も少なく、この仕事が片付くことでプレッシャーからも解放されるので、後顧に憂いなしで本業に専心することができるものです。特に、会計処理を後回しにすればするほど、処理すべきことが蓄積してしまい、手がつけられない状態に陥りますし、また、帳簿上のお金と実際のお金とが合わない場合に、何らかの処理が必要な場合、その都度処理をしておけば、いつの時点で合わなかったのかを簡単に特定できますが、処理が嵩むとどの処理で狂ってしまったのかを見分けるにも多大な時間を消費しなくてはならなくなってしまいます。ですから、

コツコツと処理をすることが会計処理を簡単にする秘訣なのだと思います。これさえ守れば、恐れることは何もありません。もし、不幸にも（？）会計担当になってしまったら、騙されたと思って、上記したところを実践してみてください。

（２）会計担当で良かったこと

つづいて、会計を担当して良かったことを書きたいと思います。会計は、幹事長、総務とともに、いわゆる三役と呼ばれ、本会の活動において重要な役割を担っております。そのため、本会の事業活動のうち、特に、お金の授受が絡む活動には殆ど顔を出さなくてはなりませんし、その他にも、納涼会、旅行、忘年会、祝賀会といった会内の催し、幹事長会その他の本会の意思決定に関する会合には、半ば強制的に出席する必要もあります。その分、お金や時間もかかるわけですが、そのような活動を通じて、毎週のように、会員の先生方とお会いしたり、食事をしたりとなるわけで、職場は異なれど顔見知りの先生が増え、良いアドバイスをもらえるようになったりと、良いこともあります。また、会計担当は、お金が何に使われているのかを把握することができるので、本会の全ての活動を横断的に見渡せるので、本会の活動を知るには良いポジションではないかと思います。

（３）会計担当で大変だったこと

上述したように、あまりに大変だったことはありません。強いて、苦労したこととか頭に来たことをご披露しますと、帳簿と金額が合わないことがあり、原因を突き止めるのに難儀したことがありました。単純な記載漏れによるものだったと記憶しておりますが、金額が合わないと気持ちが悪いものです。また、請求書が回ってくると、会計処理をすることになるのですが、銀行に出向き振込を終えて職場に戻った直後に、請求書が配達されることがままありました。何度もこれが続くと、二度手間でがっくりしますね。いずれにしても、大変だったと言ってもこのぐらいの程度ですので、大したことはありません。

以上、会計を担当して感じたことを感じたままに披露させていただきました。最後になりましたが、幹事長はじめ本年度執行部の先生方には、会計上のことでご助力を頂きました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

以　上

褒章受章者の声

平成２１年度黄綬褒章受章

羽村　行弘

黄綬褒章につながったもの

平成 21 年春の黄綬褒章の栄に浴し身に余る光栄と感謝しております。永年、弁理士業とともに、「発明相談」を行って来たことについて戴いたものと感じております。率直に言って、弁理士同友会の皆様のうしろだてがあったからだと思っております。「感激」です。

昭和５３年１１月に弁理士試験に合格しました。弁理士課研究室の同年代の仲間たちより遅れること１０年。黄綬褒章も１０年遅れです。昭和５５年１月に独立しましたが、当時は小さい部屋と机と電話があればできました。鉛筆なめなめ明細書を書いていました。１０年遅れの分だけ特許事務所での経験がありましたので、発明者の気持ちのとらえ方とか明細書や図面のとらえ方についての自信は初めからあったと思います。この自信があったればこそ、佐野商工会議所での発明相談をやり始められることができたと思っております。

昭和５７年頃から、知人の紹介でカメラメーカー（コピー機やフィルムのメーカー）や玩具メーカーや繊維製品メーカーなどの出願代理も行えるようになり、我が事務所も徐々にではありますが、軌道に乗って来た感じが生まれました。当時は、結構忙しがっていたような気がしていたし、生きがいを感じてもいたようにも思っています。私は、弁理士の仕事が好きであり、黄綬褒章を戴いた今、乗って来た軌道は多少ズレたが好きな道であり、細々ではあるが、しっかりとやっています。

なんといっても私の仕事の基本は「発明相談」にあります。発明相談はいろんな技術の人に会えるし、相談者が自ら生み出した「発明」の社会への有用性や凄さについて熱く語る人の話を聴く機会も多くなるのも魅力でありました。ここで、私の発明相談歴を披露します。

（１）佐野商工会議所（栃木県佐野市）

昭和５５年４月頃に、佐野市市会議員の大沢勇太郎氏の紹介により相談員になり、毎月１回、午前１０～４時まで開催しました。これが、平成９年４月頃まで約１８年間つづいた。その間、地元の中小企業を中心に相談・出願代理を行い、特に、印象深いものに、織物の緯糸に光ファイバーを挿入して織ったおりものがある。緯糸に使った光ファイバーは、筬（おさ）打ち時に表面に傷が生ずるため、光ファ

イバーの端部を束ねて光を照射すると、その傷より無数の光が漏れて綺麗に輝きます。これをスピーカーの前面の布として、あるいは壁掛けとして応用された。その他、世にでたものは無数にあります。

（２）青梅商工会議所（東京都青梅市）

わが同友会の先輩であります弁理士天野泉先生から平成１０年４月頃に引き継いだものです。現在も継続中です。毎月第３木曜日（１回／月）午後１時～４時まで開催しています。相談者は地元の中小企業が中心です。特に、印象深いものに、川上製作所の出願があります。この出願は、円錐面とその面に密着回転させた円盤体の２つからなり、極めて高い出力のポンプが得られ、クーラーなどの部品として、既に、実施化されています。青梅市は中小企業が本当に元気だと感じています。

（３）多摩中小企業会館（東京都立川市）

発明協会東京支部からの推薦による。私が東知研（東京支部の会員弁理士による知材研究会の略称）会員であったことによる。平成１２年４月～平成１５年３月までの約４年間、毎月第３木曜日（１回／月）午前１０時～４時まで開催していた。主に、立川市、小金井市、日野市、八王子市、昭島市など三多摩の中小企業、家庭の主婦の相談が多く、今でも特許・実用新案・意匠・商標の中間処理や登録後の管理を行っている。特に、立川市に本社のある㈱メトロールの社長からは無接点スイッチ、工具折損検知装置など多数出願の依頼を受けました。

（４）東京都知的財産総合センター（秋葉原）

発明協会東京支部の推薦により、財団法人東京都中小企業振興公社から専門相談員としての委嘱を受け、平成１４年４月２１日～毎週金曜日、午後１時～５時（４回／月）東京都所在の中小企業を中心に開催していた。この総合センターでは、まず、アドバイザー（有名会社の特許部長などの経験者）が相談を受け、必要に応じて、待機している専門相談員（弁理士のほか弁護士、技術士がいました）が呼ばれて相談にのるという方式が取られていた。この相談会での成果として特筆するものはないが、震災その他の災害時にペットを安全に避難させるときに着せるペット用衣類があった。印象深い。

私の仕事の多くは、発明相談者とともにあったように思います。この発明相談を永年続けて来たことが評価され、今回の黄綬褒章につながったものと思っております。

以　上

平成２１年度旅行会報告

「温泉と紅葉を楽しむ秋の箱根の旅」

福利厚生委員会
担当副幹事長　森　俊秀
委員長　大橋　剛之

平成２１年度の旅行会が、１１月７日（土)、８日（日）にかけて開催されましたのでご報告させて頂きます。

本年度の旅行会は、「温泉と紅葉を楽しむ秋の箱根の旅」と題しまして、１日目は、「箱根小涌園ユネッサン」で温泉を楽しみ、２日目は、「箱根フリーパス」を用いての箱根周遊観光又はゴルフにて紅葉を楽しんでいただく旅をご用意させていただきました。ここ数年の旅行会は、貸切バスや飛行機などを利用して全員ほぼ同一行程での旅行を楽しんでいただく形式をとっておりましたが、本年度は、宴会以外は全てオプションとし、会員の先生方がそれぞれ思い思いのプランニングをしていただけるよう配慮いたしました。その結果、ご家族やお子様を連れてご参加いただいた会員の先生方も多く、ゴルフのみや宴会・宿泊のみの会員の先生方を含めますと、最終的には３０名の方々にご参加いただくことが出来ました。しかし、箱根の地は、東海地区から参加するには交通の便が良くなかったためか、東海地区の会員の先生方のご参加を頂けなかったことが反省点として残りました。

１日目は、新宿集合の会員の先生方に新宿駅にお集まりいただき、ロマンスカー内でお弁当を食べながら箱根に向かいました。箱根湯本からは、箱根登山バスで「箱根小涌園ユネッサン」に向かいました。

「箱根小涌園ユネッサン」にてユネッサン集合の会員の先生方と合流し、約３時間の間、温泉テーマパークを存分に楽しんで頂きました。「箱根小涌園ユネッサン」は、３つのゾーンに分かれており、「ユネッサン」ゾーンでは、「ウォータースライダー」、「ドクターフィッシュの足湯」、「浮遊風呂」などが有り、童心に返って楽しんでいる会員の先生方の姿が印象的でした。「湯～とぴあ」ゾーンでは、「緑茶風呂」、

「コーヒー風呂」、「ワイン風呂」など様々な変わり風呂を楽しんでいただきました。そして、「森の湯」ゾーンでは、「檜風呂」や「露天風呂」で日頃の疲れを癒していただきました。

その後、箱根登山バスにて宿である「ホテル南風荘」に向かいましたが、道路が大変混んでおり、当初の予定よりも到着が大幅に遅れてしまいました。このため、宴会の開始時間を繰り下げざるを得ず、ホテル集合の会員の先生方にご迷惑をお掛けしてしまいました。

宴会では、お子様連れの会員の先生方もおり、いつもの旅行会とはまた違った温かい盛り上がりを見せておりました。宴会の終盤では、会員の先生方からご挨拶をいただいたほか、ゴルフ幹事による業界初の女子ゴルフ部「Ｃｈｅｅｒｓ☆ゴルフ部」の紹介やゴルフ企画などが有り、大いに盛り上がりました。また、福利厚生委員会企画の紙ヒコーキ大会では、童心に返って真剣に紙キコーキを飛ばす会員の先生が多数いらっしゃって、予想を遥かに上回る盛り上がりを見せました。

二次会は、カラオケを行いました。カラオケを大熱唱された会員の先生の中には、普段とは全く別のキャラクターになってしまう方もいらっしゃって、大変な盛り上がりを見せました。

２日目は、ゴルフ組と観光組に別れて行動いたしました。

ゴルフ組の会員の先生方は、「箱根くらかけゴルフ場」にてゴルフ大会を楽しんでいただきました。この日初ラウンドを向かえた女子ゴルフ部の部員の先生もいらっしゃいましたが、ベテランの会員の先生方に丁寧に指導していただいたこともあり、緊張せず伸び伸びとゴルフを楽しんでいただけたようです。

観光組の会員の先生方は、「箱根フリーパス」を用いて箱根周遊観光を楽しんでいただきました。まずは箱根登山バスにて「箱根関所」に行き、その後「成川美術館」を見学いたしました。天候にも恵まれ、「成川美術館」の展望室からは絵葉書のような綺麗な富士の姿や紅葉を望むことが出来ました。その後、元箱根から箱根海賊船に乗り、桃源台に向かいました。芦ノ湖から見る富士の姿もまた絶景でしたので、会員の先生方は、甲板に上がって何度もシャッターを切っていらっしゃいました。桃源台からは、箱根ロープウェイに乗り、「大涌谷」へと向かいました。「大涌谷」では、１個食べると７年寿命が延びると言われている名物の「黒玉子」をほおばりながら周辺を散策していただきました。その後、箱根ロープウェイ、箱根登山ケーブルカー、箱根登山電車を乗り継いで箱根湯本へと戻っていただきました。

観光組とゴルフ組は、箱根湯本で合流して、一緒にロマンスカーで新宿へと帰る予定でしたが、観光組の会員の先生方が、当初の予定よりも大幅に早く箱根湯本に到着してしまいましたため、観光組の会員の先生方は、一足早く帰路についていただきました。ゴルフ組の会員の先生方は、予定通りのロマンスカーに乗車して新宿へと帰って来られたようです。

さて、本年度の旅行会では、ご家族やお子様連れの会員の先生方にもご参加いただくことが出来たほか、ゴルフ企画や紙ヒコーキ大会も予想外の盛り上がりを見せ、また、女子ゴルフ部もデビューを果たすなど、

ご参加いただいた会員の先生方には楽しんでいただけたのではないかと思っております。その反面、地理的な事情もあってか、東海地区の会員の先生方にご参加いただけなかったことが反省点として残りました。来年度の旅行会の開催地は、東海地区の会員の先生方にもご参加いただき易い場所という観点からも検討していく必要があると思います。

最後になりましたが、本年度の旅行会に多くの会員の先生方にご参加いただきありがとうございました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

以　上（大橋）

【平成２０年度弁理士同友会会務活動報告】

平成２０年度総務担当副幹事長　　吉村　俊一

２００８年

１月　８日　　日本弁理士会賀詞交歓会出席
（山﨑幹事長、他多数）

１月１８日　　日本弁理士クラブ新年会出席
同友会出席者
日本弁理士会副会長　　小林　保
日本弁理士会次期副会長　　高尾　裕之
弁理士連合クラブ幹事長　　小川眞一
弁理士連合クラブ副幹事長　　伊賀　誠司
弁理士同友会幹事長　　山﨑　高明
弁理士同友会副幹事長　　吉村　俊一

１月２１日　　弁理士同友会三役引継会
（午後６時～午後８時　弁理士会館）
（山﨑幹事長、吉村、青山、長内前幹事長、井澤前会計）

１月２２日　　日本弁理士会第１回次年度検討委員会
（山﨑幹事長、丸山人事委員長）

１月３１日　　会派説明会
（山﨑幹事長、吉村、関）

２月　４日　　第１回正副幹事長会
（午後４時～５時３０分　弁理士会館）
弁理士同友会　日本弁理士会委員等推薦説明会
（午後６時～８時　Esta 虎ノ門）
（高尾次年度副会長、丸山人事委員長、山﨑幹事長、茜ヶ久保、ほか多数）

２月　６日　　政策委員会（メール会議）
議題：新研修会場に関する意見募集について

２月　７日　　日本弁理士会第２回次年度検討委員会
（山﨑幹事長、丸山人事委員長）

２月１９日　　第１回定時総会及び懇親会
（午後６時～午後９時　東海大学校友会館）
・平成１９年度事業報告の承認を求める件
・平成１９年度会計報告の承認を求める件
・平成２０年度事業計画の承認を求める件
・平成２０年度予算の承認を求める件
第２回正副幹事長会

（午後９時～１０時００分）

２月２２日　連合弁理士クラブ第１回定時総会及び懇親会

（午後６時～午後９時　東海大学校友会館）

（山﨑幹事長、他多数）

会派説明会

（午後８時～、弁理士会館）

（山﨑幹事長、他）

２月２６日　日本弁理士会第３回次年度検討委員会

（山﨑幹事長、丸山人事委員長）

日本弁理士会関東支部第２回次年度検討委員会

（山﨑幹事長、丸山人事委員長）

会派説明会

（山﨑幹事長、他）

２月２７日　政策委員会（メール会議）

議題：研修施設の会派説明用資料について

２月２８日　政策委員会（メール会議）

議題：情報公開に関する意見書について

３月　５日　政策委員会（メール会議）

議題：「弁理士業務標準」について

３月１０日　第１回定時総会資料発送

（第１回定時総会決議通知を含む）

・平成１９年度事業報告の承認を求める件（原案通り可決）

・平成１９年度会計報告の承認を求める件（原案通り可決）

・平成２０年度事業計画の承認を求める件（原案通り可決）

・平成２０年度予算の承認を求める件（原案通り可決）

３月１２日　第３回正副幹事長会

（午後６時～９時　弁理士会館３Ｆ会議室）

３月１４日　東海協議会慰労激励会（ホテルキャッスルプラザ４階「鳳凰の間」）

（１１時３０分～１４時３０分）

弁理士同友会東海委員会　単独懇談会（同ホテル）

（１４時３０分～１６時００分）

西日本慰労激励会（ラマダホテル大阪２階「葵の間」）

（１８時３０分～２０時３０分）

同友会出席者

日本弁理士会副会長	小林　保
日本弁理士会次期副会長	高尾　裕之
弁理士連合クラブ幹事長	小川　眞一
弁理士連合クラブ副幹事長	伊賀　誠司

弁理士同友会幹事長　　山﨑　高明
弁理士同友会副幹事長　　吉村　俊一

３月１８日　日本弁理士会第３回次年度検討委員会
（山﨑幹事長、丸山人事委員長）

３月１９日　日本弁理士会第２回臨時総会
（午後１時～、弁理士会館３階会議室）

３月１９日　各派引継会（各派新旧幹事長）

４月　９日　第４回正副幹事長会
（午後６時～９時、弁理士会館地下１Ｆ会議室）

４月１６日　第１回広報委員会
（弁理士同友会パフレットの編集企画）

４月２２日　第１回組織委員会及び福利厚生委員会　合同委員会
（午後６時～９時、弁理士会館会議室）

４月２２日　組織・福利厚生合同委員会
組織委員会の年間恒例行事の確認
福利厚生委員会の納涼会、旅行会の企画

４月２５日　第１回人事委員会
（弁理士会館３階会議室）

５月　１日　第５回正副幹事長会
（午後６時～９時、弁理士会館３階会議室）

５月　５日　福利厚生委員会（納涼会について、会場の選定など）

５月１３日　顧問・相談役会
（午後６時３０分～９時、新橋亭）
・次年度役員人事に関する件
・特別会費に関する件

５月１５日　第２回広報委員会
（弁理士同友会パンフレットの編集企画）

５月１６日　会派説明会
（山﨑幹事長、他）

５月１９日　人事委員会（メール会議）

５月２０日　第１回幹事会
（午後６時～７時、弁理士会館３階会議室）
・平成２１年度副会長候補予定者推薦の件
・平成２１年度常議員候補予定者推薦の件
・特別会費に関する報告、等

第１回臨時総会
（午後７時～８時、弁理士会館３階会議室）
・平成２１年度副会長候補予定者推薦の件

・平成２１年度常議員候補予定者推薦の件
・特別会費に関する報告、等

５月２３日　日本弁理士会第１回定時総会
（午後１時３０分～、弁理士会館３階会議室）

５月２８日　組織委員会「第１回勉強会」（出席約３０名）
（午後６時３０分～９時、弁理士会館３階会議室）
判例研究と専門委員会報告
［特許］ナイフの加工装置事件(最判 H20.4.24)
［商標］マグライト事件（知財高判 H19.6.27）

５月２９日　政策委員会（メール会議）
議題：「特許庁『イノベーションと知財政策に関する研究会ＷＧ』」
に関する意見聴衆について

６月　２日　第６回正副幹事長会
（午後６時～９時、弁理士会館地下１階会議室）

６月　３日　東海委員会「研修会」
（午後６時３０分～９時、日本弁理士会東海支部室）
講師：弁理士　飯田昭夫先生
内容：なぜか特許庁沈黙　二大問題点

６月１１日　第１回臨時総会決議通知配信
・平成２１年度日本弁理士会役員定時選挙の副会長候補予定者推薦
について承認を求める件（承認）
・平成２１年度日本弁理士会役員定時選挙の常議員候補予定者推薦
について承認を求める件（承認）

６月１１日　人事委員会（メール会議）

６月１３日　南甲弁理士クラブ８０周年記念式典
（午後６時～、グランドプリンスホテル赤坂）

６月２０日　役員協議委員会
（午後６時～８時、弁理士会館　地下会議室）

６月２１日　日本弁理士クラブ旅行会
～２２日　場所：伊豆修善寺温泉
参加者：高尾裕之先生、小川眞一先生、伊賀誠二先生、古谷史旺先生、
吉田芳春先生、長内行雄先生、中原文彦先生、山崎高明先生

６月２６日　組織委員会「第２回勉強会」（出席約３０名）
［特許］明確性要件（36 条６項２号）違反の中間対応
［商標］コカコーラボトル事件（知財高判 H20.5.29）
［専門委員会報告］

７月　１日　弁理士の日記念祝賀会
（午後５時３０分～７時３０分、東京會舘丸の内本館「ローズルーム」）

参加者多数

７月　１日　　政策委員会（メール会議）

議題：弁理士ナビ（継続研修・受講状況の公表方法）について

７月　３日　　日本大学桜門会計人会懇親会出席（日本大学食堂）

参加者：幹事長

７月１０日　　政策委員会（メール会議）

議題：規制改革会議への対応（商標の専権開放要望）特許庁からの依頼について

７月１６日　　第７回正副幹事長会

（午後６時３０分～９時、弁理士会館３階第３会議室）

７月１６日　　政策委員会（メール会議）

議題：「日本弁理士会電子フォーラム」および「業務支援システム」の統合改修についての意見募集について

７月１８日　　納涼会（福利厚生委員会）

（１９時～２２時　東京プリンスホテル　ガーデンアイランド）

参加会員：３５名

７月３１日　　組織委員会「第３回勉強会」（出席約３０名）

［特許］発明の単一性とシフト補正－審査基準の事例の検討－

［商標］商標の識別力と類否判断－審決の事例を元にした検討－

［専門委員会報告］

８月　８日　　政策委員会（メール会議）

議題：「弁理士業務の将来展望に関する中間報告書」についての検討依頼について

８月１８日　　組織委員会「第１回若手向け研修会（特許－電気・ソフト分野）」

（出席者２７名）

［内容］明細書作成上の留意点（基礎編）

［講師］弁理士　橘和之　先生

８月１９日　　第８回正副幹事長会

（午後６時３０分～９時、弁理士会館３階第３会議室）

８月２１日　　組織委員会「バーベキュウ大会」（出席約３０名）

［場所］神宮の森　森のビアガーデン（港区北青山１丁目 神宮児童遊園内）

８月２６日　　組織委員会「第２回若手向け研修会（特許－電気・ソフト分野）」

（出席者２９名）

［内容］明細書作成上の留意点（応用編）

［講師］弁理士　橘和之　先生

組織委員会「第３回若手向け研修会（商標）」（出席者１３名）

［内容］立体商標制度について／平成 20 年 6 月 30 日知財高判(H19 行ケ 10293)

［講師］弁理士　本宮照久先生

８月２８日　政策委員会（メール会議）
　議題：常議員会通知及び資料の修正について
８月２９日　日本弁理士会役員選挙説明会（弁理士会館）
　幹事長、役協担当副幹事長
９月　１日　福利厚生委員会
　旅行会について、コース・ホテルの選定など
９月　２日　組織委員会「第４回若手向け研修会（弁理士業務）」（出席者３４名）
　［内容］机一つから２５０人体制の特許事務所への成功体験の秘訣
　［講師］弁理士　恩田博宣先生
９月　５日　福利厚生委員会
　（旅行会について、飛行機・ホテルの手配など）
９月　８日　拡大役員協議委員会（弁理士会館）
９月　８日　政策委員会（メール会議）
　議題：防災会議からの意見募集について
９月１１日　政策委員会
　連合・日弁合同政策委員会
　議題：弁理士会の政策について
９月１３日　弁理士連合クラブ旅行会・研修会
～１４日　［旅行会］熱海　大月ホテル　和風館
　［研修会］講師：知的財産高等裁判所長　塚原朋一判事
　（午後３時～５時、同ホテル　コンベンションホール）
９月１７日　第９回正副幹事長会
　（午後６時～９時、弁理士会館、地下　第７会議室）
９月１９日　組織委員会「平成２０年合格者向け口述講習会」（出席者約６０名）
　［講師］弁理士　坂口信昭先生　他
　［内容］体験談及び試験対策の説明
９月２２日　組織委員会「第５回若手向け研修会（弁理士業務）」（出席者１９名）
　［内容］中小・ベンチャー企業の顧客獲得方法
　［講師］弁理士　吉田芳春先生
　組織委員会「第６回若手向け研修会（商標）」（出席者８名）
　［内容］商標の類否判断
　［講師］弁理士　本宮照久先生
９月２４日　第２回幹事会
　（午後５時３０分～５時４５分、弁理士会館　地下　第７第８会議室）
　第２回臨時総会
　（午後５時４５分～６時００分、弁理士会館　地下　第７第８会議室）
９月２４日　弁理士連合クラブ第２回総会
　（午後６時００分～７時３０分、弁理士会館　地下　第７第８会議室）

９月３０日　保岡興治議員を励ます会
（自由民主党本部、午後６時～８時、参加者多数）
１０月　１日　第２回臨時総会決議通知配信
平成２１年度日本弁理士会役員定時選挙の監事候補予定者推薦について
承認を求める件
１０月　６日　東海委員会「口述練習会」
（午後６時３０分～９時、日本弁理士会東海支部室）
論文合格者：２３名参加
１０月　６日　役員協議委員会
選挙運動書類の発送作業
（午後１時～３時、Esta 虎ノ門　roomA）
第３回幹事会
（午後３時～３時３０分、Esta 虎ノ門　roomA）
・会長候補者筒井大和先生を推薦することについて承認を求める件
第３回臨時総会
（午後３時３０分～４時、Esta 虎ノ門　roomA）
・会長候補者筒井大和先生を推薦することについて承認を求める件
１０月　７日　組織委員会「平成２０年合格者向け口述練習会」
（出席者計１０５名（合格者７３名））
１０月　８日　第３回臨時総会決議通知配信
平成２１年度日本弁理士会役員定時選挙の会長候補者の推薦について
承認を求める件
１０月　８日　弁理士連合クラブ幹事会・総会（虎ノ門琴平タワー２２Ｆ）
１０月　９日　選挙活動
（午後１時～５時、航空会館　６０３号室）
１０月１０日　政策委員会（メール会議）
議題：会館問題の説明会開催について
１０月１０日　選挙活動
（午後１時～５時、航空会館　５０５号室）
１０月１４日　選挙活動
（午後１時～５時、オカモトヤ　４階会議室）
１０月１５日　選挙活動
（午後１時～５時、航空会館　２０２号室）
１０月２７日　第１０回正副幹事長会
（午後６時３０分～９時、弁理士会館、３階　第３会議室）
１０月２９日　組織委員会「就職説明会」（参加者４７名、合格者２５名）
参加企業・事務所、１４事務所
１０月２９日　弁理士連合クラブ調整委員会（弁理士会館）

１０月２９日　人事委員会
１１月１１日　顧問・相談役会
（午後６時３０分～９時、新橋「北大路　新橋店」）
１１月１４日　福利厚生委員会「旅行会（札幌グランドホテル）」
～１６日　「北海道札幌・小樽の旅～北海道大学大学院法学研究科教授　田村善之先生の研修『均等論の本質的部分の研究』を中心に、秋の北海道を楽しむ旅」
参加者：３０名（研修・宴会のみの参加者含む）
１１月１５日　研修委員会「研修会」（参加者３１名）
日本弁理士会継続研修・外部機関研修として実施
［内容］均等論の本質的部分の研究
［講師］北海道大学大学院法学研究科教授　田村善之先生
１１月２０日　政策委員会（メール会議）
議題：新規借室案に関する意見募集について
１１月２９日　弁理士連合クラブ当選祝賀会
１２月　１日　政策委員会（メール会議）
議題：知財戦略本部に対するパプコメについて
議題：第２回臨時総会（新規借室案）の議案説明会について
１２月　３日　組織委員会「合格祝賀会＆忘年会」（参加者９５名）
［場所］EN CACHETTE 南青山（アンカシェット南青山）
１２月　４日　東海委員会　忘年会及び弁理士試験合格祝賀会
（午後６時３０分～９時　名古屋国際ホテル）
主席者：会員２０名、合格者２５名）
１２月　８日　福利厚生委員会
（忘年会準備）
法規委員会
「弁理士同友会規則の７条（細則１）」の一部見直しについて
１２月　９日　第５回人事委員会（メール会議）
１２月１１日　日弁当選祝賀会出席（霞ヶ関ビル 33F 東海大学校友会館）
１２月１５日　第１１回正副幹事長会
（午後５時～５時２０分、ホテルオークラ東京「クリフォード」）
第４回幹事会
（午後５時２０分～５時５０分、ホテルオークラ東京「クリフォード」）
第４回臨時総会
（午後５時５０分～６時２０分、ホテルオークラ東京「クリフォード」）
当選祝賀会及び忘年会
（午後６時２０分～８時４０分、ホテルオークラ東京「クリフォード」）

来賓：亀川義示先生、香原修也先生、筒井大和先生、水野勝文先生

坂上誠先生（日本大学桜門会計人会）

参加者：４８名（ご来賓の方々を含む)、ビンゴ大会、クイズ大会等

１２月２４日　　第４回臨時総会決議通知配信

・弁理士同友会　幹事長人事について承認を求める件（承認）

同好会通信

テニス同好会　　会長　神崎　正浩

３位でした！！

本年の１１月１４日に、昭和の森テニスセンターで行われた弁理士協同組合の主催するテニス大会で、弁理士同友会チームは、見事３位となりました。

参加メンバーは、吉田芳春先生親子、佐藤勝先生、柳順一郎先生、神崎夫婦の 6 人です。吉田先生親子チームは、抜群の安定感があります。佐藤先生、柳先生は、テニススクールで腕を上げておりました。両先生は、週１のレッスンを週２にして、来年の大会に臨んでくれるそうです。頼もしい限りです。

本戦のトーナメントでは、南甲チームと対戦し、６－０・０－６で、一勝一敗の同ゲーム数となりました。勝者は３位・４位決定戦、敗者は４位・5 位決定戦となるので、なんとしても勝ち上がりたいところですが、ルールによりジャンケン大会となりました。我が弁理士同友会チームは、吉田先生親子、佐藤、柳の４人により、南甲の５人に見事勝利しました。この試合(ジャンケン)が一番盛り上りました。

来年も、上位を目指して頑張ります。

以　上

同好会通信

ゴルフ同好会「同遊会」

会長　山本　喜一

来年こそは・・・

「来年こそは、自筆で自分の氏名を書きたい・・・。」これが、私の願い事です。年をあけると、三社参りに出かけます。そこで、そんな事をお祈りするかもしれません。

世の中は、若くおしゃれでなんと言っても強いプロゴルファーが多数誕生し、賞金王を獲得しています。そんな時代の流れから、巷では、流行語大賞とまではなりませんが、「ゴルコン（ゴルフ合コン）」が行われています。つまり、ゴルフ人口が増加しているような気がします。・・・がしかし、「同遊会」のコンペは、同友会会員のみではなかなか人数が集まらないのが実状です。そのため、非所属の弁理士や弁護士の先生方を含めて、皆さんで一緒に楽しんでいます。まぁ、実際のところは、それでも人数が集まらないので、少人数で親睦を非常に深めているというところでしょうか。

同遊会の開催は、おおむね２ヶ月に１回のペースで行っています。なんと、優勝者は、持ち回りの優勝トロフィーに付けるペナントに、自分の氏名を『自筆』で記入することができ、その優勝トロフィーを持ち帰ることができます。こんなことを書いている私ですが、実はまだ優勝トロフィーのペナントに自分の氏名を記載したことがないのです。つまり、ゴルフが下手くそなんですよ。でも、一度は書いてみたいものです。

つい先日の１１月には、優勝トロフィーのペナントの数が沢山になったことと、ちょうど今年の打ち納めということもあって、取り切り戦を行いました。取り切り戦の権利者はこれまでの優勝者です。権利者の中には、ベテランの先生はもちろん含まれるのですが、昨年弁理士試験に合格し、今年ゴルフを始めたという先生が含まれていました。私はそこに含まれていません。最終的に取り切り戦を勝ち取ったのは、なんと、今年ゴルフを始めたばかりの先生です。もちろん、ハンディーキャップがありますが。

そのときに私はその先生と一緒にラウンドして、「やはり練習あるのみ」ということをつくづく感じました。しかし、・・・それから数週間が過ぎ、結局練習場に一度も足を運んでいない日々を送っています。この執筆を行っている最中、今年ももう年末だなぁ、どこのイルミネーションを見に行こうかなぁと想いながら、お正月での一年の誓い事の中に「ゴルフの練習をすること」を入れようかと考えているところです。さらに、最初に記載したように、「来年こそは、自筆で自分の氏名を書けますように！！」と、神様にもお願いするかもしれません。

なお、「同遊会」は、創設して既に３年を経過しました。「同遊会」は、東海地区に在住の弁理士同友会所属の弁理士を主として構成されています。これまでに参加された同友会所属弁理士は、優に１０名を超します。１０名といっても、東海地区に在住の同友会所属弁理士数に対して、非常に高い比率なんですよ。

これからも皆さん楽しみましょう。そして、これからゴルフを始める方も大募集です。

以　上

同好会通信

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」　マネージャー　岩田　克子

女子ゴルフ部「Cheers☆ゴルフ部」誕生！！

～経緯～

本年初めの頃のある冬の日曜日，同友会の女の子でランチ会をしました♪美味しいフレンチを食べながら会話に華を咲かせ，まだ帰りたくなかったのでカフェへ。色々な話をする中で，話題はゴルフに！みんなでできたら絶対楽しいよねー♪じゃぁゴルフ部を作ろうよ♪せっかくだから，同友会の女子ゴルフ部にしたいね♪名前は，パイレーツに因んで･･･可愛いからCheers☆にしよう♪みんなを元気に応援する（cheer）っていう意味を込めて，カンパーイ♪♪

～メンバー紹介～

Cheers☆ゴルフ部部長の太田雅苗子さんは，Cheers☆１のベストスコアを誇るまさに初代部長にふさわしいゴルファーです♪プライベートでは１女のママであり，同じく同友会の佐尾山コーチを旦那様にもつ奥様でもあります♪

Cheers☆ゴルフ部のエースといえば，古川友美さん♪練習場での部活では仕事帰りにヒールパンプスのままでもガンガン飛ばすマドンナゴルファーです♪

そしてもう一人，ママゴルファーの関原亜希子さん♪出産育児でお休みしていたゴルフに復帰♪部活にマイクラブ&シューズ持参でみんなのやる気も引き出してくれます♪カッコイイー♪

続いて，Cheers☆ゴルフ部結成を機にゴルフを始めた初心者ゴルファー３人です♪まずは田辺恵さん♪Cheers☆経理担当です♪休日にお父様からレッスンを受け始めたとのこと！きっと田辺先生も喜んでくださっているはず♪♪そして大石恵さんは，Cheers☆デビューはまだですが，デビューに向けて着々と気持ちを高めています♪Cheers☆マネージャーのママゴルファー岩田克子も，気合とゴルフウェアだけは充分です！！

更に，ゴルフはしませんが飲み会部員として在籍してくれている仲村圭代さん♪Cheers☆に華を添えてくれています♪更に更に，井澤コーチの指導に惚れ込み女子ゴルフ部に在籍を決めた小野友彰さんは，部活後のラウンドでベスト更新！やったー♪

Cheers☆ゴルフ部の誇る最高のコーチ！！井澤幹コーチ♪その辺のレッスンプロとは格が違いま

す！！教わった瞬間から弾道が変わる！そして，佐尾山和彦コーチ♪奥様も認めるゴルフ大好きコーチです♪初心者にも優しくレッスンしてくれます！コーチの皆様，これからもどうぞ宜しくお願い致します♪♪

以上，Cheers☆ゴルフ部のメンバーですが，同友会のゴルフ力向上のためにも，みんなでしっかり練習して頑張りますので，応援よろしくお願い致します！！また，今後も女子を中心に部員を募集しております♪

～活動報告～

☆部活☆

場所：明治神宮外苑ゴルフ練習場

第１回部活　平成２１年１０月１４日（水）１８：００～２１：００

第２回部活　平成２１年１１月２日（月）１９：００～２１：００

★部活後は，串焼き狄（てき）で，キャベツ食べ放題＆串焼きコースで暖を取っています♪

☆デビュー戦☆

Cheers☆ゴルフ部のデビュー戦となった「弁理士同友会旅行会ゴルフ大会 in 箱根」！！この日を目指して，部活を行ってきました♪

天気は最高のゴルフ日和♪この日ラウンドデビューの田辺・岩田と一緒に回って下さりご指導いただいた諸先生方，本当に感謝しても仕切れません！！ありがとうございました！！ご迷惑をたく

さんお掛けしましたが，最高に楽しかったです！！！また，太田部長はさすがの女子ゴルフ部で一番のスコア♪エース古川さんと小野さんは自己ベスト更新と，最高の Cheers☆デビューとなりました♪♪♪

また，井澤コーチが企画をしてくださった「女子ゴルフ部応援企画！」も大盛況で，たくさんのご寄付，本当にありがとうございました！！

以　上

同好会通信

野球同好会「パイレーツ」　　キャプテン　小島　猛

今年もまた、パテント球児たちの暑い戦いが繰り広げられるパテント杯争奪野球大会が８月に開催されました。今年はいつもの夏に比べると厳しい暑さはなく、万が一敗戦した場合の言い訳として、暑さを挙げることができないという、ある意味厳しい（？）状況での試合となりました。しかも、なぜか我々のベンチだけテント付。応援に駆けつけてくださった方もいつもより多く、ますます負けられない試合になりました。

しかしながら、まず第１回戦は以下のような結果に・・・。

第１回戦

パイレーツ	0	0	0	0	0			0
Chemics	2	0	1	7	×			10

相手チームの投手が、速いストレート、スライダー、カーブを自在に操るなかなかの好投手で、手も足も出ず、三振の山を築き、惨敗に終わりました。

そして、次の敗者復活戦。

敗者復活戦

ボウリングキング	6	0	0	0	1	0		7
パイレーツ	3	0	2	0	1	0		6

なんと初回にいきなり６点を取られてしまいました。しかし、その後徐々に我々は得点を重ねて追い上げ、１点差まで詰め寄りました。そして、最終回の我々の攻撃。２アウトランナー２塁、一打出れば同点という場面まで相手を追い詰めました。しかし、残念ながら最後のバッターが打ち取られ、試合終了。１点差で惜敗し、今年も１勝もすることなく終わることになってしまいました。

しかしながら、敗者復活戦で負けた相手チームは、なんとその後勝ち続けて４位になりました。全部で４０チーム余りが参加する中で４位になるようなチームに、我々はわずか１点差まで詰め寄ることができたわけです。来年はもう少し練習して頑張りたいと思います。

以　上

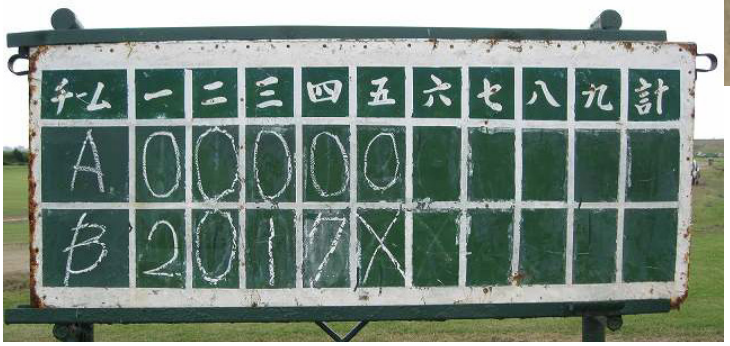

平成２０年度弁理士同友会役員等名簿

幹 事 長　　山﨑　高明

副幹事長（９名）

総　務	吉村　俊一	
会　計	青山　　仁	
	崔　　秀喆	人事委員会，日本弁理士会役員協議委員会
	本宮　照久	法規委員会，北海道委員会
	恒川　圭志	東海委員会，北陸委員会
	関　　昌充	研修委員会，政策委員会
	廣瀬　　一	広報委員会
	茜ヶ久保　公二	組織委員会
	田辺　　恵	福利厚生委員会

幹　事（142 名）

愛智　宏	秋元　芳雄	秋山　修	足立　勉	天野　泉
新井　全	飯田　昭夫	伊賀　誠司	五十嵐和壽	井澤　洵
石川　憲	石渡　清太	磯野　道造	稲葉　民安	岩田　享完
岩田　克子	内田　博	大賀　眞司	太田　直矢	大谷　嘉一
大津　洋夫	大塚　明博	大貫　和保	大橋　剛之	大橋　弘
岡田　英彦	小川　眞一	長内　行雄	恩田　博宣	粕川　敏夫
金久保　勉	川崎　好昭	川津　義人	川俣　静子	神崎　正浩
菊池　新一	菊池　徹	木森　有平	熊谷　隆	黒川　弘朗
桑原　稔	小池　晃	越川　隆夫	小島　猛	小玉　秀男
小林　保	小林　正治	坂本　光雄	笹川　拓	佐々木　功
三林　大介	椎原　英一	塩田　伸	志賀　正武	柴田　淳一
清水　修	清水　敬一	下出　隆史	白崎　真二	神保　欣正
杉本　良夫	鈴木　市郎	鈴木　利明	須田孝一郎	関原亜希子
高尾　裕之	高田　大輔	高野　昌俊	高橋　章	高橋早百合
竹内　裕	武田　賢市	竹山　宏明	田代　和夫	田中　武文

田中　治幸　田中　雅雄　田辺　敏郎　谷口　登　谷山　守
田村　榮一　旦　武尚　土川　晃　積田　輝正　戸川　公二
戸村　隆　戸村　哲郎　内藤　哲寛　内藤　嘉昭　中里　浩一
永田　豊　中畑　孝　中原　文彦　中村　武司　中村　直樹
中村　信彦　中村　政美　中村　盛夫　中山　伸治　成瀬　重雄
新関　和郎　西　和哉　西浦　嗣晴　仁科　勝史　西野　茂美
野口　賢照　羽切　正治　服部　素明　蕚　経夫　林　信之
原田　信市　廣江　武典　福田　鉄男　藤井　稔也　古川　友美
古谷　史旺　本田　淳　本田　崇　松下　満　松田　克治
松田　忠秋　松原　等　松本　英俊　松本　謙　丸山　英一
三島　広規　宮坂　徹　宮本　隆司　森　哲也　森　俊秀
八鍬　昇　山木　義明　山田　武史　山田　智重　山本　喜一
山本　彰司　吉田　精孝　吉田　哲　吉田　芳春　米山　淑幸
若林　広志　和田　肇

監事（2名）

井澤　幹　坂口　信昭

顧　問（24名）

岩田　享完　大塚　明博　大貫　和保　大橋　弘　岡田　英彦
黒川　弘朗　佐々木　功　清水　修　須田孝一郎　高橋　章
竹内　守　田中　武文　積田　輝正　内藤　嘉昭　中里　浩一
中村　政美　中山　伸治　西野　茂美　仁科　勝史　野口　賢照
蕚　経夫　松本　英俊　八鍬　昇　渡邊　裕一

相談役（30名）

秋山　修　天野　泉　飯田　昭夫　五十嵐和壽　井澤　洵

磯野　道造　　小川　眞一　　長内　行雄　　恩田　博宣　　菊池　新一

小池　　晃　　小林　　保　　小林　正治　　坂口　信昭　　坂本　光雄

志賀　正武　　竹内　　裕　　武田　賢市　　田中　雅雄　　田辺　敏郎

戸村　　隆　　中畑　　孝　　原田　信市　　古谷　史旺　　本田　　崇

丸山　英一　　森　　哲也　　山本　彰司　　吉田　精孝　　吉田　芳春

常任委員会

（1）研修委員会（担当副幹事長：関　昌充）

委員長　山田　武史

委　員　長内　行雄　　中村　信彦　　三島　広規　　中原　文彦

（2）福利厚生委員会（担当副幹事長：田辺　恵）

委員長　大橋　剛之

委　員　岩田　克子　　太田　雅苗子　　小野　友彰　　本田　淳　　渡辺　和宏

（3）人事委員会（担当副幹事長：崔　秀喆）

委員長　丸山　英一

委　員　山本　彰司　　小林　　保　　田中　雅雄　　松下　　満　　井澤　幹

（4）法規委員会（担当副幹事長：本宮　照久）

委員長　竹山　宏明

委　員　米山　淑幸　　中村　信彦　　三島　広規

（5）日本弁理士会役員協議委員会（担当副幹事長：崔　秀喆）

委員長　吉田　芳春

委　員（拡大委員も含む。）

磯野　道造　　谷山　守　　天野　泉　　竹内　裕　　山本　彰司　　吉田　精孝

田辺　敏郎　　井澤　洵　　坂口　信昭　　林　實　　小林　保　　小林　正治

中村　盛夫　　辻　實　　仁科　勝史　　坂本　光雄　　山木　義明　　竹山　宏明

神崎　正浩　　松下　満　　伊賀　誠司　　米山　淑幸　　菊池　徹　　愛智　宏

丸山　英一　　杉本　良夫　　高田　大輔　　藤井　稔也　　林　信之　　西　和哉

野口　信博　　山田　武史　　小島　猛　　三島　広規　　森　俊秀　　宮坂　徹

山口　茂　　笹川　拓　　石上　千哉子　　磯部　年伸　　古川　友美　　堀内　正優

石川　憲　　小野　友彰　　井澤　幹　　塩田　伸　　高橋　剛一　　大石　恵

高　昌宏　　鷹取　政信　　仲村　圭代　　堂本　環　　岩田　克子　　佐尾山　和彦

太田　雅苗子　　藤浪　一郎　　役　学　　本田　淳　　関原　亜希子　　須田　守一
大橋　剛之　　越場　洋　　茂木　康彦
［北海道地区］中村　直樹　　岩城　全紀　　伊藤　隆夫　　石埜　正穂
［北陸地区］松田　忠秋　　［近畿地区］高橋　秀一　　中国地区］岩本　牧子
［四国地区］田中　幹人　　［九州地区］吉田　淳

（６）広報委員会（担当副幹事長：廣瀬　一）
委員長　愛智　　宏
委　員　三島　広規

（７）組織委員会（担当副幹事長：茜ヶ久保　公二）
委員長　関原　亜希子
委　員　井澤　幹　　岩田　克子　　越場　洋　　佐尾山　和彦　　齋藤　令佳
堂本　環　　仲村　圭代

（８）政策委員会（担当副幹事長：関　昌充）
委員長　本田　　淳
委　員　天野　泉　　長内　行雄　　小池　晃　　笹川　拓　　笹野　拓馬　　竹内　裕
恒川　圭志　　古谷　史旺　　丸山　英一　　森　哲也　　山田　武史　　吉田　芳春

（９）東海委員会（担当副幹事長：恒川　圭志）
委員長　太田　直矢
委　員　足立　勉　　飯田　昭夫　　石岡　隆　　稲葉　民安　　岡田　英彦
恩田　博宣　　金久保　勉　　神谷　雅敏　　北川　泰隆　　越川　隆夫
小玉　秀男　　後藤　昌弘　　小林　徳夫　　澤田　昌久　　佐藤　大輔
三林　大介　　柴田　淳一　　下出　隆史　　高荒　新一　　武川　隆宣
竹中　弘　　土川　晃　　内藤　哲寛　　中村　武司　　服部　素明
早川　雅也　　廣江　武典　　福田　鉄男　　藤田　隆訓　　松原　等
山田　裕輔　　綿貫　達雄　　山本　喜一

（１０）北陸委員会（担当副幹事長：恒川　圭志）
委員長　戸川　公二
委　員　木森 有平　　大谷嘉一　　川崎好昭　　松田忠秋

（１１）北海道委員会（担当副幹事長：本宮　照久）
委員長　中村　直樹
委　員　石埜　正穂　　伊藤　隆夫　　岩城　全紀　　杉山　誠二　　武部　悟　　吉田　一男

平成２１年度弁理士同友会役員等名簿

幹事長　　崔　　秀喆
副幹事長（９名）
総　務　　井澤　　幹
会　計　　石川　　憲
　　茜ヶ久保　公二　日本弁理士会役員協議委員会
　　藤井　稔也　　人事委員会，広報委員会
　　中村　信彦　　法規委員会，研修委員会
　　本田　　淳　　政策委員会，北海道委員会
　　松原　　等　　東海委員会，北陸委員会
　　高田　大輔　　組織委員会
　　森　　俊秀　　福利厚生委員会，東海委員会

幹　事（147 名）

愛智　宏	秋元　芳雄	足立　勉	天野　泉	新井　全
飯田　昭夫	伊賀　誠司	五十嵐和壽	井澤　洵	石渡　清太
磯野　道造	稲葉　民安	岩田　享完	岩田　克子	大賀　眞司
太田　直矢	大津　洋夫	大塚　明博	大貫　和保	大橋　剛之
大橋　弘	岡田　英彦	小川　眞一	長内　行雄	恩田　博宣
粕川　敏夫	金久保　勉	川崎　好昭	川津　義人	川俣　静子
神崎　正浩	菊池　新一	菊池　徹	木森　有平	熊谷　隆
黒川　弘朗	桑原　稔	小池　晃	越川　隆夫	小島　猛
小玉　秀男	小林　保	小林　正治	坂口　信昭	坂本　光雄
笹川　拓	佐々木　功	三林　大介	椎原　英一	塩田　伸
志賀　正武	柴田　淳一	清水　修	清水　敬一	下出　隆史
白崎　真二	神保　欣正	杉本　良夫	鈴木　市郎	鈴木　利明
須田孝一郎	関　昌充	関原亜希子	高尾　裕之	高野　昌俊
高橋　章	高橋早百合	竹内　裕	武田　賢市	竹山　宏明
田代　和夫	田中　武文	田中　治幸	田中　雅雄	田辺　恵

田辺　敏郎　谷口　登　谷山　守　田村　榮一　旦　武尚
土川　晃　恒川　圭志　積田　輝正　戸川　公二　戸村　隆
戸村　哲郎　内藤　哲寛　内藤　嘉昭　中里　浩一　永田　豊
中畑　孝　中原　文彦　中村　武司　中村　直樹　中村　政美
中村　盛夫　中山　伸治　成瀬　重雄　新関　和郎　西　和哉
西浦　嗣晴　仁科　勝史　西野　茂美　野口　賢照　羽切　正治
服部　素明　萼　経夫　林　信之　原田　信市　廣江　武典
福田　鉄男　古川　友美　古谷　史旺　本田　崇　松下　満
松田　克治　松田　忠秋　松本　英俊　松本　謙　丸山　英一
三島　広規　宮坂　徹　宮本　隆司　本宮　照久　森　哲也
八鍬　昇　山木　義明　山﨑　高明　山田　武史　山田　智重
山本　喜一　山本　彰司　吉田　精孝　吉田　哲　吉村　俊一
米山　淑幸　若林　広志　廣瀬　一　和田　肇

監事（2名）

青山　仁　吉田　芳春

顧　問（24名）

岩田　享完　大塚　明博　大貫　和保　大橋　弘　岡田　英彦
黒川　弘朗　佐々木　功　清水　修　須田孝一郎　高橋　章
竹内　守　田中　武文　積田　輝正　内藤　嘉昭　中里　浩一
中村　政美　中山　伸治　西野　茂美　仁科　勝史　野口　賢照
萼　経夫　松本　英俊　八鍬　昇

相談役（32名）

天野　泉　飯田　昭夫　五十嵐和壽　井澤　洵　磯野　道造
小川　眞一　長内　行雄　恩田　博宣　菊池　新一　小池　晃

小林　保　小林　正治　坂口　信昭　坂本　光雄　志賀　正武
高尾　裕之　竹内　裕　武田　賢市　田中　雅雄　田辺　敏郎
戸村　隆　中畑　孝　原田　信市　古谷　史旺　本田　崇
丸山　英一　森　哲也　山本　彰司　吉田　精孝　吉田　芳春
山﨑　高明

常任委員会

（1）研修委員会（担当副幹事長：中村　信彦）
委員長　山田　武史
委　員　中原　文彦　小野　友彰

（2）福利厚生委員会（担当副幹事長：森　俊秀）
委員長　大橋　剛之
委　員　岩田　克子　大石　恵　太田　雅苗子　小野　友彰　斎藤　令佳
田辺　恵　山下　幸彦　渡辺　和宏

（3）人事委員会（担当副幹事長：藤井　稔也）
委員長　小川　眞一
委　員　天野　泉　大塚　明博　本宮　照久　菊池　徹　吉村　俊一

（4）法規委員会（担当副幹事長：中村 信彦）
委員長　三島 広規
委　員　竹山　宏明　米山　淑幸

（5）日本弁理士会役員協議委員会（担当副幹事長：茜ヶ久保　公二）
委員長　藤浪 一郎
委　員　吉田　芳春　伊賀　誠司　笹川　拓　田辺　恵　須田　守一
茂木　康彦　山下　幸彦

（6）広報委員会（担当副幹事長：藤井　稔也）
委員長　笹川　拓
委　員　三島　広規　小島　猛　笹野　拓馬

（7）組織委員会（担当副幹事長：高田　大輔）
委員長　塩田 伸

委　員　井澤　幹　　太田　雅苗子　　越場　洋　　佐尾山　和彦　　笹野　拓馬
須田　守一　　仲村　圭代

（８）政策委員会（担当副幹事長：本田　淳）
委員長　森　哲也
委　員　天野　泉　　小川　眞一　　小池　晃　　笹川　拓　　笹野　拓馬　　関　昌充
竹内　裕　恒川　圭志　　古谷　史旺　　丸山　英一　　山田　武史　吉田　芳春

（９）東海委員会（担当副幹事長：松原　等　　森　俊秀）
委員長　山本　喜一
委　員　足立　勉　　飯田　昭夫　　石岡　隆　　稲葉　民安　　太田　直矢　　岡田　英彦
恩田　博宣　　金久保　勉　　神谷　雅敏　　北川　泰隆　　越川　隆夫
小玉　秀男　　後藤　昌弘　　小林　徳夫　　澤田　昌久　　佐藤　大輔
三林　大介　　柴田　淳一　　下出　隆史　　高荒　新一　　武川　隆宣
竹中　弘　　土川　晃　　内藤　哲寛　　中村　武司　　服部　素明
早川　雅也　　廣江　武典　　福田　鉄男　　藤田　隆訓　　松原　等
山田　裕輔　　綿貫　達雄　　山本　喜一　　長谷　久生　　森岡　智昭
江間　路子　　加藤　圭一　　田林　大介

（１０）北陸委員会（担当副幹事長：松原　等）
委員長　木森 有平
委　員　戸川　公二　　大谷　嘉一　　川崎　好昭　　松田　忠秋

（１１）北海道委員会（担当副幹事長：本田　淳）
委員長　石埜 正穂
委　員　中村　直樹　　伊藤　隆夫　　岩城　全紀　　川成　康夫
杉山　誠二　　武部　悟　　吉田　一男　　古田　和義

平成２０年度日本弁理士会役員等

１．日本弁理士会役員

副会長　高尾　裕之

監事　　坂本　光雄

常議員

（2年度）

竹山　宏明　　粕川　敏夫　　藤井　稔也　　中村　直樹

（1年度）

林　　實　　林　　信之　　山田　武史

２．日本弁理士会委員会委員

（1）福利厚生委員会

副委員長　　田中　雅雄

委　員　　土川　晃　　高田　大輔

（2）防災会議

委　員（2年目）　　中畑　孝

委　員（1年目）　　椎原　英一

（3）例規委員会

委　員　　坂口　信昭　　田村　榮一

（4）総合政策検討委員会

副委員長　　井澤　幹

委　員　　古谷　史旺　　羽村　行弘　　大塚　明博

（5）地域知財活動本部企画調整委員会

委　員　　中村　直樹

（6）コンプライアンス委員会

委　員　　内藤　哲寛

（7）弁理士推薦委員会

委　員　　五十嵐　和壽　　磯野　道造

（８）財務委員会
副委員長　　山崎　高明
委　員　　菊池　新一

（９）会館等委員会
委　員　　椎原　英一

（１０）知的財産政策推進本部
委　員　　竹内　裕　　長内　行雄

（１１）弁理士法改正特別委員会
委　員　　森　哲也　　山木　義明

（１２）広報センター
委　員　　山木　義明　　金久保　勉

（１３）パテント編集委員会
委　員　　山田　武史　　本田　淳

（１４）知財流通・流動化検討委員会
副委員長　　藤浪一郎
委　員　　大津　洋夫　　大賀　眞司　　町田　正史

（１５）特許委員会
委　員　　茜ヶ久保　公二　　武井　義一　　川島　晃一　　三島　広規　　石川　幸吉

（１６）意匠委員会
委　員　　仁科　勝史　　恩田　博宣　　笹川　拓　　田辺　敏郎

（１７）商標委員会
委　員　　田辺　恵　　林　信之　　藤田　康文　　三嶋　景治　　本宮　照久
　　井澤　幹　　小野　友彰

（１８）ソフトウエア委員会
委　員　　三島　広規　　大賀　眞司　　新井　全　　石渡　清太

（１９）バイオ・ライフサイエンス委員会
副委員長　　石埜　正穂

（２０）著作権委員会
副委員長　　恒川　圭志
委　員　　高村　隆司　　花村　太　　長内　行雄　　岩城　全紀　　渡部　浩

（２１）産業競争力推進委員会
委員長　　関　昌充
委　員　　川越　雄一郎　　森　隆一郎　　吉村　公一　　吉田　芳春

（２２）不正競争防止法委員会
副委員長　　吉村　公一
委　員　　廣江　武典　　田辺　恵

（２３）業務対策委員会
副委員長　三嶋　景治
委　員　　鎌田　和弘　　山崎　高明

（２４）特許制度運用協議委員会
委　員　　松原　等　　伊賀　誠司　　中原　文彦　　恒川　圭志

（２５）ＡＤＲ推進機構
委　員　　森　隆一郎

（２６）技術標準委員会
委　員　　古川　知子　　松本　英俊

（２７）情報企画委員会
委　員　　石川　憲

（２８）弁理士業務標準化委員会
委　員　　蕚　経夫

（２９）インターン制度運営委員会
副委員長　　内藤　哲寛
委　員　　土川　晃

（３０）例規改正特別委員会
委　員　　旦　武尚

（３１）知財ビジネスコンサルティング検討委員会
委　員　　安彦　元　　岩城　全紀

（３２）パテントコンテスト委員会
委　員　　関　昌充

（３３）農林水産知財対応委員会
委員長　　小川　眞一
委　員　　田辺　敏郎　　関　昌充　　森　哲也

（３４）選挙管理委員会
副委員長（１年目）　　西野　茂美
委　員（２年目）　秋元　芳雄　　神崎　正浩
委　員（１年目）　新関　和郎

（３５）綱紀委員会
副委員長　　椎原　英一
委　員　　高橋　早百合　　土川　晃

（３６）審査委員会
委員長　　古谷　史旺
主　査　　羽切　正治
予備委員　大貫　和保　　谷山　守　　中村　政美

（３７）紛議調停委員会
副委員長　　天野　泉
委　員　　野口　賢照　　中村　政美

３．日本弁理士会研修所
副所長（２年目）　高尾　裕之
委　員（２年目）　堂本　環　　藤浪　一郎　　白崎　真二
委　員（１年目）　波多江　直子　　塩田　伸　　茜ヶ久保　公二　　河野　隆一

４．日本弁理士会中央知的財産研究所
委　員（２年目）　小野寺　隆

委　員（１年目）　越場洋

５．日本弁理士会知的財産支援センター

センター長　（２年目）　飯田　昭夫

副センター長（２年目）　吉村　俊一

副センター長（１年目）　小林　保

委　員（２年目）　吉田　淳　　松田　克治

委　員（１年目）　高　昌宏　　下出　隆史　　越場　洋　　河野　隆一　　林　信之

波多　江直子　　崔　秀喆　　岩城　全紀

６．日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長（２年目）　竹山　宏明

副センター長（１年目）　大津　洋夫

委　員（２年目）　坂本　光雄　　須田　孝一郎

委　員（１年目）　町田　正史　　山本　喜一　　磯野　道造

７．国際活動センター

副センター長（２年目）　越川　隆夫

委　員（２年目）　本田　淳

委　員（１年目）　新井　全　　武井　義一

平成２１年度日本弁理士会役員等

１．日本弁理士会役員

副会長　長内　行雄

監事　（2年度）坂本　光雄

（1年度）田中　雅雄

常議員　（2年度）林　實　林　信之　山田　武史

（1年度）青山　仁　谷口　登　中原　文彦

２．日本弁理士会委員会委員

（1）福利厚生委員会

委　員　山崎　高明　旦　武尚　中村　盛夫

（2）防災会議

委　員（1年目）　堂本　環　廣瀬　一

（3）例規委員会

副委員長　坂口　信昭

（4）総合政策検討委員会

副委員長　井澤　幹

委　員　古川　友美

（5）役員制度検討委員会

委　員　崔　秀喆　小川　眞一

（6）地域知財活動本部企画調整委員会

委　員　五十嵐　和壽

（7）弁理士推薦委員会

委　員　大塚　明博

（8）財務委員会

委員長　山崎　高明

（９）知的財産政策推進本部
副委員長　本宮　照久
委　員　天野　泉

（１０）弁理士法改正特別委員会
委員長　森　哲也
委　員　森　俊秀

（１１）広報センター
委　員　金久保　勉　本田　淳

（１２）知財流通・流動化検討委員会
委　員　野口　賢照

（１３）特許委員会
委　員　川島　晃一　笹川　拓　藤井　稔也

（１４）意匠委員会
委　員　仲村　佳代　仁科　勝史　恩田　博宣　伊賀　誠司

（１５）商標委員会
委　員　小野　友彰　林　信之　井澤　幹　林　實　中里　浩一
本宮　照久　三島　広規

（１６）ソフトウエア委員会
委　員　新井　全

（１７）バイオ・ライフサイエンス委員会
委員長　石埜　正穂
委　員　金丸　清隆　祐成　篤哉

（１８）著作権委員会
委員長　花村　太
副委員長　廣江　武典
委　員　恒川　圭志　粕川　敏夫　渡部　仁　高村　隆司
小林　正治　関　昌充

（１９）産業競争力推進委員会
委　員　　川越　雄一郎　　関　昌充

（２０）不正競争防止法委員会
委員長　　吉村　公一
委　員　　神戸　真澄　　田辺　恵

（２１）業務対策委員会
委　員　　三嶋　景治

（２２）特許制度運用協議委員会
委　員　　松原　等　　中原　文彦

（２３）ＡＤＲ推進機構
委　員　　森　隆一郎　　大津　洋夫　　松本　英俊

（２４）技術標準委員会
委　員　　松本　英俊　　小林　正治

（２５）情報企画委員会
委　員　　鷹取　政信

（２６）弁理士業務標準化委員会
委　員　　吉村　俊一

（２７）インターン制度運営委員会
委　員　　竹内　裕

（２８）知財経営コンサルティング検討委員会
委　員　　安彦　元　　岩城　全紀

（２９）パテントコンテスト委員会
委員長　　飯田　昭夫
副委員長　　菊池　徹

（３０）弁理士制度 110 周年記念事業実行委員会
副委員長　　高尾　裕之
委　員　　崔　秀喆　　森　哲也　　古谷　史旺

（３１）農林水産知財対応委員会
副委員長　　小川　眞一
委　員　　関　昌充　　古田　和義

（３２）弁理士サービス価格検討委員会
副委員長　　森　哲也
委　員　　石川　憲

（３３）選挙管理委員会
委員長（２年目）　新関　和郎
委　員（２年目）　西野　茂美
委　員（１年目）　内藤　嘉昭

（３４）綱紀委員会
副委員長　　羽村　行弘
委　員　　積田　輝正　　椎原　英一

（３５）審査委員会
委　員　　古谷　史旺
予備委員　吉村　俊一　　宮坂　徹

（３６）紛議調停委員会
委員長　　田辺　敏郎
委　員　　山本　彰司

（３７）コンプライアンス委員会
委　員　　内藤　哲寛　　丸山　英一

３．日本弁理士会研修所
委　員（２年目）　塩田　伸　　茜ヶ久保　公二　　河野　隆一
委　員（１年目）　藤浪　一郎　　山田　武史　　山下　幸彦　　木内　敬二
豊山　おぎ　　平野　昌邦

４．日本弁理士会中央知的財産研究所
委　員（２年目）　越場　洋
委　員（１年目）　小野寺　隆　　白井　建哲

５．日本弁理士会知的財産支援センター

センター長　（１年目）　小林　保

委　員（２年目）　高　昌宏　　下出　隆史　　越場　洋　　河野　隆一

林　信之　　波多江　直子　　崔　秀喆　　岩城　全紀

委　員（１年目）　吉田　淳　　宮坂　徹

６．日本弁理士会知的財産価値評価推進センター

副センター長（２年目）　大津　洋夫

副センター長（１年目）　竹山　宏明

委　員（２年目）　町田　正史　　山本　喜一　　磯野　道造

委　員（１年目）　藤浪　一郎　　神戸　真澄

７．国際活動センター

委　員（２年目）　新井　全

委　員（１年目）　本田　淳　　高田　大輔　　越川　隆夫

同友会会則

第１条（名称、事務所）

本会は、弁理士同友会と称し、事務所を幹事長又は総務担当副幹事長が主宰する特許事務所内におく。

第２条（目的）

本会は、会員相互が弁理士としての職責を全うし、知的財産権制度の発展に寄与するとともに、たがいに親睦と福利の増進及び知性と教養の高揚に努め、弁理士制度並びに日本弁理士会の健全な発展のために協同して尽力することを目的とする。

第３条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

（１）知的財産権制度及び弁理士業務等に関する研修会の開催

（２）各種講演会、懇親会、趣味の会、見学会等の開催

（３）刊行物の発行

（４）弁理士試験受験者の指導

（５）その他、前条の目的を達成するに必要と認められる事業

第４条（組織）

（１）本会は、第２条に規定する目的に賛同する弁理士を会員として組織する。

（２）本会への入会、退会については、別に定めるところによる。

第５条（役員とその選任）

（１）本会には、つぎの役員を置く

幹事長	１名
副幹事長	数名
幹事	若干名
監事	２名

（２）役員は、総会において会員中より選任する。

第６条（役員の職務と権限）

（１）幹事長は、本会を代表し、会務を総理する。幹事長に事故あるときは、副幹事長の互選により選任された者が幹事長の職務を代行する。

（２）副幹事長は、総務、会計その他の会務を分掌執行する。

（３）幹事は、幹事会において細則の制定、改廃、その他会務運営に関する重要事項を審議する。

（４）監事は、会計を監査する。

第７条（役員の任期）
（１）役員の任期は１年とする。ただし再任を妨げない。
（２）役員は、当該任期が終了した後も後任者が就任するまではなおその職責に任ずるものとする。

第８条（会議の種類と議長）
本会の会議は、総会、幹事会及び正副幹事長会とし、幹事長がこれを召集し、かつその議長となる。ただし総務担当副幹事長は、幹事長の同意を得て幹事会及び正副幹事長会の議長となることができる。

第９条（総会）
（１）本会は、毎年２月末日までに定時総会を開催する。
（２）幹事長又は幹事会において必要と認めたとき、又は会員の３分の１以上の要求があったとき、幹事長は、臨時総会を可及的速やかに召集しなければならない。

第１０条（総会の議決事項）
総会では、事務、会計の報告及び承認、役員の選任及び解任、会則の変更、その他重要事項について審議、議決する。

第１１条（幹事会）
（１）幹事会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。
（２）幹事長は、幹事の３分の１以上の要求があったとき、幹事会を召集しなければならない。
（３）会員は、幹事以外の者であっても幹事会に出席し、出席幹事の過半数の同意を得て議決に加わることができる。

第１２条（幹事会の権限）
幹事会は、細則の制定、改廃、その他会務の運営に関する重要事項を審議、議決する。

第１２条の２（正副幹事長会）
正副幹事長会は、幹事長が必要と認めたときこれを召集する。

第１２条の３（正副幹事長会の権限）
正副幹事長会は、本会の運営に関する全ての事項について審議、議決する。

第１３条（議決）
会議における議事は、出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第１４条（経費）
本会の経費は、会費、寄付金品、その他の収入を以てこれにあてる。

第１５条（顧問及び相談役）
（１）本会は、総会又は幹事会の議決によって第５条に規定する役員のほか、顧問及び相談役をおくことができる。
（２）顧問及び相談役や、顧問会及び相談役会をそれぞれ組織する。
（３）顧問会及び相談役会は、幹事長が必要と認めたとき、これを召集する。

第１６条（事務、会計年度）
本会の事務年度及び会計年度は、毎年１月１日に始まり、12 月 31 日をもって終わる。

第１６条の２
会務の運営に必要な事項、経費その他については、細則に定める。

第１７条（施行日）
本会則は、昭和 49 年 12 月４日より施行する。

付　則　本会則の一部改正は、平成６年４月１日より施行する。
付　則　本会則の一部改正は、平成 13 年 10 月３日より施行する。
付　則　本会則の一部改正のうち、第１６条に関する改正は、平成１７年４月１日より施行し（ただし、第１６条の規定に拘らず、平成１７年度は平成１７年４月１日に始まる。）、第９条に関する改正は、平成１８年１月１日より施行する。

編 集 後 記

お陰様で、２００８年度及び２００９年度「弁理士同友会だより」（電子版）の発行が無事完了しました。

この編集後記をお読み頂いているということは、同友会のHPにアクセスして同友会だよりをお読み頂いている訳であり、電子版は本年からの初の試みです。これまでのように、装丁された紙媒体の同友会だよりが事務所・会社・自宅等に送付されてくるものではありませんから、どれだけの先生方に読んで頂けるのかわかりません。

多くの先生方がこの同友会だよりをお読み下さることを願うばかりです。この原稿を読まれた先生方、是非、他の会員にも周知方宜しくお願い致します。

電子版への移行に伴い、不特定の方が閲覧可能となるわけですから、写真の取り扱い、開示可能な内容の範囲等、まだまだ試行錯誤の段階です。先生方から是非率直な意見を頂けましたら幸いです。

また、私個人については、この同友会だよりの発行を担当させて頂き、電話が中心ではありますが日本全国様々な先生方とお話することができ、とても良い経験・機会となるとともに、同友会に対する愛着心が増したように思います。

最後に、この場をお借り致しまして、原稿のご執筆・資料のご提供を頂きました先生方、私からの原稿の送付をお願いするストーカーのようなメール・電話攻撃に耐え抜いた先生方に厚く御礼申し上げます。

さらに、私からの様々な質問に快くご回答頂きました今年度同友会幹事長の崔先生及び担当副幹事長の藤井先生、過去の同友会だよりの編集経験から的確なアドバイスを多々頂きました広報委員の三島先生、そして広報委員の小島先生及び笹野先生にも御礼申し上げます。

平成２１年度広報委員長
笹川　拓

弁理士同友会だより　　第１５巻　第１号

発行日　２００９年１２月２８日
発　行　　弁理士同友会
編集・制作　　広報委員会

弁理士同友会

背景の楕円は、弁理士道精神を表現しています。三本の太い波形は、弁理士の強い団結力と、弁理士同友会が未来に向かって飛躍、発展してゆく様子を表現しています。